

教育委員会会議次第

令和8年3月18日(水)

午前9時15分～

函南町役場 3階 教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長の報告その他事務事業の報告

4 付議案件

議案第12号 要保護及び準要保護児童生徒の継続認定及び廃止について

議案第13号 函南町教育委員会町職員の人事異動について

議案第14号 函南町教育委員会町職員(教諭)の人事異動について

議案第15号 「函南町立学校の教育職員に関する業務管理・健康確保措置実施計画」
の策定について

議案第16号 函南町学校運営協議会委員の委嘱について

議案第17号 函南町就学支援委員会委員の委嘱について

議案第18号 函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会委員の委嘱等について

議案第19号 函南町結核対策委員会委員の委嘱について

議案第20号 函南町立小学校学校医及び学校歯科医の委嘱について

議案第21号 函南町立幼稚園園医及び園薬剤師の委嘱について

議案第22号 函南町学校運営協議会規則の一部改正について

議案第23号 函南町教育委員会の権限に属する事務の一部を町長の補助機関である
職員に委任する規則の廃止について

議案第24号 函南町幼児教育センター設置要綱の一部改正について

議案第25号 函南町教育委員会専決規程の一部改正について

議案第26号 函南町立小・中学校学校徴収金等取扱要領の一部改正について

議案第27号 函南町スポーツ推進委員の委嘱について

議案第28号 函南町社会教育関係団体運営費等補助金交付要綱の一部改正について

議案第29号 コミュニティ推進事業費交付金交付要綱の一部改正について

議案第30号 かなみ仏の里美術館運営審議会委員の委嘱について

議案第31号 函南町立幼稚園規則の一部改正について

議案第32号 函南町立認定こども園給食費の徴収に関する要綱の廃止について

5 その他

(1) 後援依頼について

ア 第37回わんぱく相撲三島場所

イ 第34回学校と出合える全国の私立学校合同進学相談会「学校を知ろう。」

(2) 令和8年度定例教育委員会開催日について (一部変更)

【次回委員会開催予定】

定例会 令和8年4月28日(水) 13:10～ 函南町役場 3階 教育委員会室

教育長関係報告事項

令和8年3月18日（水）

月日	曜日	内 容
2月26日	木	・ 寄附金目録贈呈式 [沼津信用金庫] (10:00~) ・ 第2回函南町部活動地域連携・地域移行推進協議会(19:00~)
2月28日	土	・ 函南町社会福祉大会(13:00~)
3月1日	日	・ 月光天文台プラネタリウムリニューアルオープン記念式典(9:30~)
3月3日	月	・ 月光天文台「太陽・月・星のこよみ」カレンダー寄贈式(10:00~) ・ 地域学校協働活動推進員打合せ会(15:00~)
3月4日	水	・ 令和8年第1回(3月)函南町議会定例会 (9:00~)
3月5日	木	・ 令和8年第1回(3月)函南町議会定例会 (9:00~)
3月6日	金	・ 臨時校長会 (8:45~) ・ 共同学校事務室協議会 (15:00~)
3月9日	月	・ 企画会議 (9:00~) ・ 函南町防災会議(14:00~)
3月10日	火	・ 管理職面談 [教頭] (8:30~) ・ 不登校連絡協議会(14:30~)
3月11日	水	・ 令和8年第1回(3月)函南町議会定例会 (9:00~)
3月14日	土	・ 静岡大学教育学部創基150周年記念式典(10:00~)
3月16日	月	・ 課長等連絡会議 (14:00~)
3月17日	火	・ 管理職面談 [校長] (8:30~) ・ 第2回函南町社会教育委員会 (13:30~)
3月18日	水	・ 定例教育委員会(9:00~) ・ 第2回函南町総合教育会議(13:10~)

議案第12号

要保護及び準要保護児童生徒の継続認定及び廃止について

令和8年度要保護及び準要保護児童生徒の継続認定及び廃止について、教育委員会の承認を求める。

令和8年3月18日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

令和7年度要保護及び準要保護児童生徒で就学援助の認定を受けている者の継続認定及び廃止について承認を求めるものです。

議案第13号

函南町教育委員会町職員の人事異動について

函南町教育委員会町職員の令和8年4月1日発令人事異動を別紙のとおりとした
いので、教育委員会の承認を求める。

令和8年3月18日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

令和8年3月16日付け町職員の人事異動内示に伴い、函南町教育委員会町職員の
異動について、教育委員会に承認を求めるものです。

令和8年4月1日付発令

人事異動内示（函南町）

令和8年3月16日

函南町教育委員会

○ 教育委員会（行政職・栄養士・用務員等）

【部長級】

新任	氏名	旧任	備考
教育部長	岩谷 智正	教育次長	兼子ども家庭センター長

【課長級】

新任	氏名	旧任	備考
子育て支援課長	大川 文和	子育て支援課長	町長部局から出向

【課長補佐級】

新任	氏名	旧任	備考
上下水道課課長補佐	力石 規行	学校教育課係長	昇格 町長部局へ出向
子育て支援課課長補佐	佐藤 晶子	子育て支援課課長補佐	町長部局から出向
子育て支援課課長補佐	原賀 佳子	子育て支援課課長補佐	町長部局から出向（センター長）

【係長級】

新任	氏名	旧任	備考
学校教育課係長	山田 慶太	産業振興課係長	町長部局から出向
学校教育課係長	佐川有加里	議会事務局主査	昇格 町長部局から出向
生涯学習課係長	井野 香織	学校教育課係長	
子育て支援課係長	江川 美紗	子育て支援課係長	町長部局から出向
子育て支援課係長	和泉 安武	子育て支援課係長	町長部局から出向
子育て支援課係長	高谷由紀恵	子育て支援課係長	町長部局から出向
子育て支援課係長	芹澤亜紀子	福祉課係長	町長部局から出向
子育て支援課係長	服部 朋子	子育て支援課主査	昇格 町長部局から出向

【主査級】

新任	氏名	旧任	備考
住民課主査	佐藤 葵	生涯学習課主事	昇格 町長部局へ出向
子育て支援課主査	秋山英利子	学校教育課主査	
子育て支援課主査	鈴木 浩子	子育て支援課主査	町長部局から出向

【主事級】

新任	氏名	旧任	備考
都市計画課主事	早川さくら	学校教育課主事補	昇格 町長部局へ出向
学校教育課主事	田崎 陽菜	学校教育課主事補	昇格
子育て支援課主事	菊田 奈穂	子育て支援課主事	町長部局から出向
子育て支援課主事	佐野聖里香	子育て支援課主事	町長部局から出向

【主事補級】

新任	氏名	旧任	備考
子育て支援課主事補	河野 友哉	子育て支援課主事補	町長部局から出向

【栄養士】

新任	氏名	旧任	備考
西部保育園主任栄養士	初山 佳苗	西部保育園主任栄養士	町長部局から出向

○ 新規採用職員

新任	氏名	備考
学校教育課	芹澤らいむ	新規採用職員 町長部局から出向
子育て支援課	小林 千紘	新規採用職員 町長部局から出向
二葉こども園	高橋 朋加	新規採用職員（栄養士）町長部局から出向

※静岡県教育委員会からの出向者については、別途内示します。

○ 退職者

所属等	氏名	備考
生涯学習課係長	竹内 綾子	令和8年3月31日付 依願退職
子育て支援課主事	鈴木あづき	令和8年3月31日付 依願退職

※静岡県教育委員会の帰任等については、別途内示します。

【役職定年】

新任	氏名	旧任	備考
学校教育課主査	佐野真理子	会計課課長補佐	4級主査 町長部局から出向
学校教育課主査	西増 佳子	住民課課長補佐	4級主査 町長部局から出向

【定年延長】

新任	氏名	旧任	備考
生涯学習課主査	渡邊美奈子	住民課主査	4級主査 町長部局から出向(図書館)
西部保育園用務員	土屋摩希子	西部保育園用務員	町長部局から出向

○ 再任用（2年目）

所属等	氏名	備考
春光幼稚園	室伏由美子	(用務員) 任用期間:令和9年3月31日まで
子育て支援課	杉山 恵子	任用期間:令和9年3月31日まで

○ 再任用（5年目）

所属等	氏名	備考
子育て支援課	鈴木由紀子	任用期間:令和9年3月31日まで
生涯学習課	牧野 満枝	(図書館) 任用期間:令和9年3月31日まで

取扱注意

令和8年4月1日付 発令

人事異動内示(函南町)

令和8年3月18日
函南町教育委員会

○ 教育委員会 (事務局)

【課長補佐級】

新 任	氏 名	旧 任	備 考
学校教育課指導主事	武 田 宇 弘	静岡県教育委員会	

【新規採用職員】

新 任	氏 名	備 考
学校教育課指導主事	武 田 宇 弘	静岡県教育委員会(函南中学校)より出向

【退職者】

所 属	氏 名	備 考
学校教育課指導主事	大 桑 政 記	令和8年3月31日付 静岡県教育委員会(土肥小中一貫校)へ帰任

議案第14号

函南町教育委員会町職員（教諭）の人事異動について

函南町教育委員会町職員（教諭）の令和8年4月1日発令人事異動を別紙のとおりとしたいので、教育委員会の承認を求める。

令和8年3月18日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

令和8年3月16日付け町職員の人事異動内示に伴い、函南町教育委員会町職員（教諭）について、教育委員会に承認を求めるものです。

人事異動内示（教諭）

令和8年3月16日

函南町教育委員会

○ 保育園

新任	氏名	旧任	備考
西部保育園園長	西澤 愛	西部保育園園長	町長部局から出向
西部保育園副園長	渡邊 敦子	西部保育園主任保育士	昇格(5級副園長) 町長部局から出向
西部保育園主任保育士	朝倉 朱美	西部保育園主任保育士	昇格(4級主任保育士) 町長部局から出向
西部保育園主任保育士	佐藤 優子	西部保育園主任保育士	町長部局から出向
西部保育園主任保育士	後藤 亜矢	西部保育園主任保育士	町長部局から出向
西部保育園主任保育士	森田 麻友	西部保育園主任保育士	町長部局から出向
西部保育園主任保育士	下山 麻由	西部保育園主任保育士	町長部局から出向
西部保育園主任保育士	梶山 梨紗	西部保育園主任保育士	町長部局から出向
西部保育園保育士	梅原 綾乃	西部保育園保育士	町長部局から出向
西部保育園保育士	杉森 篤美	西部保育園保育士	町長部局から出向
西部保育園保育士	名越 妃加	西部保育園保育士	昇格(2級保育士) 町長部局から出向
西部保育園保育士	土屋 奏	西部保育園保育士	町長部局から出向
西部保育園保育士	西原 彩乃	西部保育園保育士	町長部局から出向
西部保育園保育士	杉山 周平	西部保育園保育士	町長部局から出向
西部保育園保育士	近藤 愛	西部保育園保育士	町長部局から出向
西部保育園保育士	加藤 未来	西部保育園保育士	昇格(2級保育士) 町長部局から出向
西部保育園保育士	渡邊世利子	西部保育園保育士	町長部局から出向
若葉保育園主任保育士	秋山 里奈美	若葉保育園主任保育士	町長部局から出向
若葉保育園主任保育士	原 杏奈	若葉保育園主任保育士	町長部局から出向
若葉保育園保育士	佐藤 綾	西部保育園保育士	町長部局から出向

○ 幼稚園

新任	氏名	旧任	備考
間宮幼稚園園長	杉山 恵	西部保育園副園長	昇格(5級園長) 町長部局から出向
二葉こども園主任教諭	下村ます美	自由ヶ丘幼稚園主任教諭	
自由ヶ丘幼稚園主任教諭	成田 好美	西部保育園主任保育士	町長部局から出向
丹那幼稚園主任教諭	辻 佑香	自由ヶ丘幼稚園主任教諭	
春光幼稚園教諭	内田 有美	西部保育園保育士	町長部局から出向
二葉こども園教諭	柏木 未来	二葉こども園教諭	昇格(2級教諭)
自由ヶ丘幼稚園教諭	櫻本 瞳	自由ヶ丘幼稚園教諭	昇格(2級教諭)
間宮幼稚園教諭	高柳 美月	間宮幼稚園教諭	昇格(主事級へ昇格)

○ 新規採用職員

新任	氏名	備考
西部保育園	三浦 蘭	新規採用職員 町長部局から出向

○ 派遣・出向等

所属	氏名	旧任	備考
三島函南広域行政組合 主任保育士	秋山里奈美	三島函南広域行政組合 保育士	派遣 若葉保育園
三島函南広域行政組合 主任保育士	原 杏奈	三島函南広域行政組合 保育士	派遣 若葉保育園 昇格(3級主任保育士)
三島函南広域行政組合 保育士	佐藤 綾	西部保育園保育士	派遣 若葉保育園

○ 退職者

所属等	氏名	備考
間宮幼稚園園長	鈴木 美恵	令和8年3月31日付 依願退職
若葉保育園主任保育士	横山恵理子	令和8年3月31日付 依願退職
間宮幼稚園主任教諭	齋藤 知代	令和8年3月31日付 依願退職
丹那幼稚園教諭	吉田 彩奈	令和8年3月31日付 依願退職
自由ヶ丘幼稚園教諭	石川 真未	令和8年3月31日付 依願退職
西部保育園保育士	小針 もも	令和8年3月31日付 依願退職
二葉こども園教諭	松田 真奈	令和8年3月31日付 依願退職

議案第15号

「函南町立学校の教育職員に関する業務管理・健康確保措置実施計画」の策定について

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）第8条第1項に基づき、別紙のとおり「函南町立学校の教育職員に関する業務管理・健康確保措置実施計画」を策定したので、教育委員会の承認を求める。

令和8年3月18日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

別紙のとおり「函南町立学校の教育職員に関する業務管理・健康確保措置実施計画」を策定したので、教育委員会の承認を求めるものです。

函南町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

函南町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状
2. 目標
3. 計画の期間
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

「函南町教育大綱」においては基本目標「生涯にわたる、学びを支える教育・文化づくり」、また「函南町教育推進構想」においては園・校の教育目標を「豊かな感性と『生きる力』をもつ子どもの育成」とし、その実現に向けた方針として、

- 1 「豊かな心」を育む道德教育 ～思いやりの心、人権を尊重する心の育成～
- 2 「確かな学力」を育む学習指導 ～GIGA スクールにおける学びの充実～
- 3 「健やかな心身」を育む健康教育 ～「スポーツのまち函南」の推進と健康の保持増進～
- 4 「創造力・表現力」を育む読書活動 ～「読書のまち・かんなみ」の活動の充実～
- 5 「人間性・社会性」を育む体験活動 ～コミュニティー・スクールの運営と活用～

を掲げている。

これらを推進するためには、教育職員一人一人が心身ともに健康で、心にゆとりをもち、生き生きと児童生徒に向き合うことが何よりも大切であり、学校における働き方改革は急務となっている。

本計画の策定により教育職員の勤務状況が改善されることで、時間的、精神的なゆとりが生まれ、これまで以上に授業やその準備、専門性を高めるための時間の確保、また、自身の人間性や創造性を磨くゆとりの確保につなげたい。そして、働きやすさと働きがいと両立させながら、より質の高い教育を実現し、「豊かな感性」「生きる力」を備えた函南町の子どもたちの育成がいつそう図られることを期待する。

(2) 本町の現状

- 本町では、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、令和3年4月「函南町立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（以下「規則」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- 令和5年度より中学校部活動の時間を年間通じて16時30分終了と定めたことにより、中学校における教育職員の時間外在校等時間がそれ以前と比較し、大幅に減少している。
- こうした取組により、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は次のとおりであった。

・【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	35時間13分	29.63%	2.78%
中学校	39時間54分	35.83%	4.17%

- 全体の状況は改善に向かっているものの、個別にみると、教頭、主幹教諭、教務主任等、立場によっては依然として業務負担が大きい。
- 年度始めや成績処理期間、学校行事等が重なる時期においては、全体的に時間外在校等時間が多くなる傾向にある。
- 各校においては、会議や学校行事等の見直し、実施方法の工夫等をしながら組織的な対応を進めていくことで、教育の質の向上を目指すために必要な時間的余裕を創出することが重要となる。
- 町教育委員会においては、会議や調査、依頼事項等の精選とともに、さらなる人的、物的支援の検討を進める。また、学校運営協議会や地域学校協働本部、各関係機関との連携・協力体制を強化しながら、学校の業務改善を支えていく。
- これらを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、本計画を策定するものとする。

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日とする【14.7日】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%程度にする【6.96%】
- ・ 学校評価アンケートにおける業務改善、ワーク・ライフ・バランスに関する項目「ワーク・ライフ・バランスを意識し、仕事以外に自分の時間をもつことができている」に対する教職員の肯定的な回答の割合を90%程度にする【87.5%（一部学校における参考値）】
- ・ 学校評価アンケートにおける仕事へのやりがい、働きがいに関する項目「専門性を発揮しながら教育活動に取り組み、やりがいを感じている」に対する教育職員の肯定的な回答の割合を90%程度にする。【新設】

3. 計画の期間

令和8年度～令和10年度

令和11年度までに、教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に

削減するという国の目標を踏まえ、年度ごとに実現すべき取組内容や達成目標を確認しながら段階的に進めていくこととする。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として次の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

- ◆ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）
 - ・ 教育委員会、学校運営協議会が中心となり、地域学校協働本部や保護者、地域住民によるボランティア、交通安全指導員等が担う体制を構築する。
- ◆ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応（「3分類」②関係）
 - ・ 勤務時間外の見守りについては、基本的に保護者や地域住民、その他関係者が担う体制に委ねることとする。
 - ・ 学校警察連絡協議会等において、児童生徒が補導されたときの第一義的責任を有するのは保護者であるという認識を共有し、児童生徒の指導に関して緊急の措置が必要な特別な場合を除き、学校による対応は行わないこととする。
- ◆ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）
 - ・ 学校給食費については令和8年度より公会計化を実施する。その他学校徴収金についても徴収、運用方法について検討していく。
 - ・ 修学旅行や卒業アルバム等にかかる代金等については、保護者が直接事業者へ納入する等、学校での現金の取扱いはもちろん、徴収・管理にかかる事務負担を軽減する。
- ◆ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）
 - ・ 地域学校協働活動推進委員が中心となって連絡調整を行うものとする。
 - ・ 地域との連絡調整については、教頭等に責任や負担が集中しないよう校内にて適切に役割分担を行う。
- ◆ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）
 - ・ 保護者等からの過剰な苦情、不当な要求等については、教育委員会にて直

接対応する体制を整える。

- ・必要に応じて弁護士等の専門家への相談を行うなど、教育委員会等の行政機関の責任において対応していくものとする。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・教育委員会において、学校への回答依頼、または児童生徒等への周知依頼のために学校に送付される文書等の量の縮減に努める。
- ・各校においては、校務支援システムの機能等の効果的な活用により調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ・共同学校事務室の機能を最大限に活用し、学校事務処理の適正化、効率化を促進する。

◆学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理や ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑦⑧関係）

- ・教育委員会と連携し、計画的または必要に応じて ICT 支援員が各校を巡回することで ICT 関連の事務負担を軽減する。
- ・状況によっては民間事業者が対応に当たることができるよう協力体制を構築する。

◆学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・授業等に付随して行うべき日常点検は、教育職員が中心となって行うものとし、その他管理業務については、民間事業者への委託等を検討していく。

◆児童生徒の休み時間における安全配慮（「3分類」⑩関係）

- ・あらかじめ必要な安全指導、配慮等を行った上で、学校支援員等が中心となって見守りを行う。また、必要に応じて学校の職員等の輪番等をもって負担軽減を図るものとする。

◆部活動（「3分類」⑬関係）

- ・今後の生徒数の推移を見通しながら合同部活動への移行を進め、指導担当の輪番等による負担軽減を図る。
- ・社会教育との連携により、外部指導者や部活動指導員、クラブチーム等の調整に努め、地域展開につなげていく。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を推進すべき業務

◆授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・授業準備や採点作業等、補助的な業務を行うスクール・サポート・スタッ

フを全校に配置する。

- ・校務支援システムの機能やクラウドツール、自動採点システム（中学校のみ）等のデジタル技術を効果的に活用できるようにすることで、授業準備や採点作業、成績処理等に係る業務の負担軽減を図る。
- ・生成 AI を効果的に活用することができるよう、町教育委員会においてガイドラインを整え、教育職員の文書作成、データ集計等に係る業務の負担軽減を図る。

◆学校行事の準備・運営（「3分類」⑰関係）

- ・学校行事にかかる準備・運営等における教育職員と事務職員、スクール・サポート・スタッフ等との協働を促進する。また、教頭や主幹教諭、教務主任、行事等の担当者だけに負担が偏ることがないよう校内で業務を分担する。保護者や地域学校協働本部への支援要請も積極的に行う。

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑱関係）

- ・医療的ケア看護師、特別支援教育支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を各校の実態に応じて派遣する。
- ・教育支援センターの有効活用、子育て支援課、福祉課等との連携強化を図り、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。

（2）学校における措置の推進

学校においては次の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たりの授業時数については、標準時数を踏まえ、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。
- ・勤務時間の自己管理及び客観的把握のため、勤怠管理システムを活用する。
- ・電話対応は、原則7時30分から勤務時間終了後1時間程度までとし、これ以外の時間帯は自動音声対応とする。緊急時は教育委員会にて対応する。

（3）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉の確保のため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、次の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超える教育職員に対しては、管理職が適切な声掛けを行い、勤務内容及び心身の状態の把握に努める。
- ・全校においてストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等を職場改善に活用していく。
- ・夏季休業中には、学校閉庁日を設け、年次有給休暇を連続して取得しやす

い環境づくりを行う。

- ・各学校においては、定時退庁日を設けるなど、業務改善「夢」コーディネーターを中心に持続可能な工夫した取組を実施する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の時間外在校等時間にかかる目標の達成状況等を把握し、毎年度函南町のHPにて公表するとともに、定例教育委員会及び総合教育会議において報告を行うものとする。
- ・町校長会において、各学校の1箇月時間外在校等時間を確認し、本計画の内容に照らして課題がみられるときには、当該学校への聞き取り、指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となることが常態化している教育職員がいる学校や、業務の過度の持ち帰りが課題となっている学校に対しては速やかに状況が改善されるよう当該学校に対する個別の支援、指導等を検討する。
- ・業務改善検討委員会を実施し、各学校における具体的な働き方改革の取組について情報共有を行う。本計画を周知し、管理職向けにマネジメントに関する研修も取り入れながら、学校運営協議会での協議も踏まえ、各学校の実状に合わせて取り組んでいくようにする。
- ・保護者や地域の理解促進のため、首長部局とも連携し、各自治会等に対しても、学校だよりの回覧等により、本計画における「業務3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知する。

学校と教師の業務の3分類

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、サービス監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること・
取り組むべきことは何か、
話し合うことが大切です。



学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

議案第16号

函南町学校運営協議会委員の委嘱について

函南町学校運営協議会規則（令和2年函南町教育委員会規則第1号）第5条の規定により、別紙の者を函南町学校運営協議会委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和8年3月18日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

現在委嘱している委員の任期が令和8年3月31日を以て満了となるため、町内小中学校から新たに推薦があった委員の委嘱について、教育委員会に承認を求めるものです。

任期は、令和8年4月1日から令和10年3月31日まで。

令和8年3月3日

函南町教育委員会 様

函南町立函南小学校

校長 宮崎 克久

学校運営協議会委員の推薦について

函南町学校運営協議会規則第5条に基づき、令和8年度函南町立函南小学校 学校運営協議会委員として下記のとおり推薦します。

	(ふりがな) 名 前	性 別	年 齢	属性 (※1)	委員歴 (※2)	住 所	備 考
1	いしい まさたか 石井 雅隆	男		2	再任		R7 学校運営協議会会長
2	つじ まさと 辻 真人	男		1	再任		函南小キッズサポーター代表
3	しのみや まこと 四野宮 信	男		1	再任		見守り隊ボランティア
4	はら ゆきとし 原 幸敏	男		1	新任		スクールアドバイザー
5	いしだ かずひさ 石田 和久	男		4	新任		学識経験者
6	すどう しょうゆう 須藤 正裕	男		1	新任		慶音寺住職
7	こうの ゆういち 河野 雄一	男		2	新任		R8PTA 会長
8	たかはし まきひろ 高橋 聖裕	男		1	新任		R8 仁田区長
9	みずばやし あやこ 水林 あや子	女		3	再任		地域学校協働活動推進員
10	すずき かおる 鈴木 薫	女		5	再任		統括的な地域学校協働活動推進員

※1 属性には、1：地域住民 2：保護者 3：地域学校協働活動推進員 4：学識経験者 5：その他 の種別を数字で記載する。(4、5は、当該教育委員会が必要と認める者)

※2 委員歴の欄は、新任・再任を記載する。

令和8年2月24日

函南町教育委員会教育長 様

函南町立丹那小学校
校長 土屋 清隆

学校運営協議会委員の推薦について

函南町学校運営協議会規則第5条に基づき、令和8年度丹那小学校 学校運営協議会委員として下記のとおり推薦します。

	(ふりがな) 名 前	性 別	年 齢	属性 (※1)	委員歴 (※2)	住 所	備 考
1	かきぬま にんしょう 柿沼 忍昭	男		4	再任		長光寺住職
2	いいた たかひさ 飯田 貴久	男		2	再任		令和7年度PTA 会長
3	むらた けんじ 村田 憲治	男		4	新任		有識者
4	タビーブ ラシャッド	男		2	新任		令和8年度PTA 会長
5	にしむら ともよ 西村 知世	女		1	再任		読み聞かせ・クラブ講師
6	かみお なおひろ 神尾 尚宏	男		1	再任		農作指導員
7	うちだ としみつ 内田 利光	男		1	再任		函南東部農協青年部
8	みぞぐち やすもと 溝口 靖基	男		4	再任		社会教育士
9	まつなが たかしげ 松永 高茂	男		5	新任		酪農王国(株) 総務課長
10	やぎ りゅうじ 八木 隆二	男		1	再任		有識者
11	わたなべ まさこ 渡邊 雅子	女		5	再任		丹那幼稚園長
12	やまだ まさひこ 山田 正彦	男		3	再任		地域学校協働活動推進員
13				1	新任		丹那区区長会長
14				5	新任		丹那駐在所員

No.13の委員には、令和8年度の丹那区区長会長を充てます。決定次第報告します。

No.14の委員には、丹那駐在所員を充てます。異動がわかり次第報告します。

※1 属性には、1：地域住民 2：保護者 3：地域学校協働活動推進員 4：学識経験者 5：その他 の種別を数字で記載する。(4、5は、当該教育委員会が必要と認める)

※2 委員歴の欄は、新任・再任・継続・新規を記載する。

令和8年2月24日

函南町教育委員会 様

函南町立桑村小学校

校長 関口 直

学校運営協議会委員の推薦について

函南町学校運営協議会規則第5条に基づき、令和8年度桑村小学校 学校運営協議会委員として下記のとおり推薦します。

	(ふりがな) 名 前	性別	年齢	属性 (※1)	委員歴 (※2)	住 所	備 考
1	かとう じゅんこ 加藤 淳子	女		3	再任		北部児童保育所 指導員 地域学校協働活動推進員
2	よねかわ せいじ 米川 清詞	男		1	再任		元学校評議員
3	まつい やすき 松井 保樹	男		1	再任		元学校評議員
4	すずき かおる 鈴木 薫	女		1	再任		元地域学校協働活動推進員
5	いしわた さかえ 石渡 栄	男		1	再任		桑原区長 花咲おやじの会会長
6	まえだ たかし 前田 孝史	男		1	新任		大竹区長
7	むらかみ かつし 村上 克司	男		1	再任		R7年度PTA会長
8	あきやま まな 秋山 真奈	女		2	新任		PTA会長
9	わたなべ りえ 渡辺 理恵	女		2	新任		PTA副会長
10	まつした しんすけ 松下 眞介	男		5	再任		三島警察大竹駐在所員

※1 属性には、1：地域住民 2：保護者 3：地域学校協働活動推進員 4：学識経験者 5：その他 の種別を数字で記載する。(4、5は、当該教育委員会が必要と認める者)

※2 委員歴の欄は、新任・再任を記載する。

令和8年2月27日

函南町教育委員会 様

函南町立東小学校

校長 萩野 秀剛

学校運営協議会委員の推薦について

函南町学校運営協議会規則第5条に基づき、令和8年度 函南町立東小学校 学校運営協議会委員として下記のとおり推薦します。

	(ふりがな) 名 前	性 別	年 齢	属性 (※1)	委員歴 (※2)	住 所	備 考
1	はせがわ そのえ 長谷川 園枝	女		3	再任		地域学校協働活動推進員
2	せりた としお 芹田 俊男	男		1	再任		保護司・スクールアドバイザー
3	わかすぎ たけし 若杉 猛	男		2	再任		R8 PTA会長
4	たかだ あいこ 高田 藍子	女		2	再任		R6 PTA会長
5	かなざし すみよ 金指 澄代	女		2	再任		R7 PTA会長
6	わたなべ あゆみ 渡邊 歩	女		1	再任		元主任児童委員
7	わたなべ たかし 渡辺 隆司	男		1	再任		人権擁護委員
8	らち けいこ 埴 啓子	女		1	再任		介護職
9	どえ まこと 土江 誠	男		1	新任		R8 平井区長
10	きの ちかお 佐野 章夫	男		1	新任		R8 柏谷区長
11	あかち つとむ 赤地 勉	男		1	再任		民生児童委員

※1 属性には、1：地域住民 2：保護者 3：地域学校協働活動推進員 4：学識経験者 5：その他 の種別を数字で記載する。(4、5は、当該教育委員会が必要と認める者)

※2 委員歴の欄は、新任・再任を記載する。

令和8年2月18日

函南町教育委員会教育長 様

函南町立西小学校

校長 高橋 敏子

学校運営協議会委員の推薦について

函南町学校運営協議会規則第5条に基づき、令和8年度西小学校学校運営協議会委員として下記のとおり推薦します。

No.	(ふりがな) 名 前	性別	年齢	属性 (※1)	委員歴 (※2)	住 所	備 考
1	ひろた みつこ 廣田 光子	女		4	再任		元小学校教員 民生委員
2	おおすみ しげのり 大隅 薫典	男		1	再任		商工会
3	はなま かついち 蓮沼 勝一	男		1	再任		スクールアドバイザー
4	いざわ たつや 伊澤 竜也	男		3	再任		地域学校協働活動推進員 R5～R7 CS会長
5	あしかわ よしひろ 芦川 義治	男		1	再任		地域住民代表 R7 キッズサポーターズ会長
6	にしやま 洋平 西山 洋平	男		1	再任		地域住民代表
7	あきた まこ 秋田 真子	女		2	新任		R8 PTA会長
8	なない いくお 棚井 郁夫	男		1	再任		元地域学校協働活動 推進員
9	たかぎ はじめ 高木 基	男		1	再任		警察ボランティア

※1 属性には、1：地域住民 2：保護者 3：地域学校協働活動推進員 4：学識経験者 5：その他 の種別を数字で記載する。(4、5は、当該教育委員会が必要と認める者)

※2 委員歴の欄は、新任・再任を記載する。

令和8年 2月5日

函南町教育委員会教育長 様

函南町立函南中学校
校長 若月 哲也

学校運営協議会委員の推薦について

函南町学校運営協議会規則第5条に基づき、令和8年度 函南町立函南中学校 学校運営協議会委員として下記のとおり推薦します。

No.	(ふりがな) 名前	性別	年齢	属性 (※1)	委員歴 (※2)	住所	備考
1	やまもと ようし 山本 要司	男		4	再任		学識経験者
2	やまさき ちあき 山崎 千秋	女		2	再任		P会長
3	いまたか えり 芋高 絵理	女		2	新任		P副会長
4	ながさわ つとむ 長澤 務	男		1	再任		間宮区代表
5	はすぬま かついち 蓮沼 勝一	男		1	再任		R7 CS 会長
6	いざわ たつや 伊澤 竜也	男		1	再任		スクールアドバイザー
7	たかぎ はじめ 高木 基	男		3	再任		地域学校協働推進員
8	おおぬま ひろゆき 大沼 裕幸	男		1	新任		塚本区区长
9	かみお まさし 神尾 政師	男		1	再任		八ツ溝区代表
10	たない いくお 棚井 郁夫	男		5	再任		ボランティア代表
11	やまだ まさひこ 山田 正彦	男		5	新任		丹那区代表
12	よしだ もとい 吉田 基	男		1	新任		間宮区区长

※1 属性には、1：地域住民 2：保護者 3：地域学校協働活動推進員 4：学識経験者 5：その他 の種別を数字で記載する。(4、5は、当該教育委員会が必要と認める者)

※2 委員歴の欄は、新任・再任を記載する。

令和8年2月26日

函南町教育委員会教育長 様

函南町立東中学校

校長 小松 孝洋

学校運営協議会委員の推薦について

函南町学校運営協議会規則第5条に基づき、令和8年度 函南町立東中学校 学校運営協議会委員として下記のとおり推薦します。

No.	(ふりがな) 名前	性別	年齢	属性 (※1)	委員 歴 (※2)	住所	備考
1	すずき かおる 鈴木 薫	女		5	再任		統括的な地域学校協働活動推進員
2	はせがわ そのえ 長谷川 園枝	女		3	再任		地域学校協働活動推進員
3	すずき えつろう 鈴木 悦郎	男		1	再任		スクールアドバイザー
4	いしい まきたか 石井 雅隆	男		1	再任		前PTA会長
5	はやし ちえ 林 千枝	女		2	新任		PTA会長
6	やた おきはる 矢田 長春	男		4	再任		かんなみ仏の里美術館館長
7	むとう りょうじ 武藤 亮二	男		1	再任		有識者
8	むかき しのぶ 向笠 忍	女		1	再任		元PTA役員

※1 属性には、1：地域住民 2：保護者 3：地域学校協働活動推進員 4：学識経験者 5：その他 の種別を数字で記載する。(4、5は、当該教育委員会が必要と認める者)

※2 委員歴の欄は、新任・再任/継続・新任(残任期間)を記載する。

議案第 17 号

函南町就学支援委員会委員の委嘱について

函南町就学支援委員会設置条例（昭和54年函南町条例第10号）第3条の規定により、別紙の者を函南町就学支援委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和8年3月18日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

現在の委員の任期が令和8年3月31日を以て満了となるため、新たに委員を委嘱したいので、教育委員会の承認を求めるものです。

任期は、令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

令和 8 年度 函南町就学支援委員（案）

番	氏 名	勤 務 先	職 名	該当条項
1	安田 秀	NTT 東日本伊豆病院	医 師	条例第 3 条第 1 号
2	皆川 行寛	臨床心理オフィス Be サポート	臨床心理士	条例第 3 条第 3 号
3		函南中学校	校 長	条例第 3 条第 4 号
4		東中学校	校 長	条例第 3 条第 4 号
5		函南小学校	校 長	条例第 3 条第 4 号
6		丹那小学校	校 長	条例第 3 条第 4 号
7		桑村小学校	校 長	条例第 3 条第 4 号
8		東小学校	校 長	条例第 3 条第 4 号
9		西小学校	校 長	条例第 3 条第 4 号
10			園長代表	条例第 3 条第 6 号
11			特別支援学級代表 (知的)	条例第 3 条第 5 号
12			特別支援学級代表 (自情)	条例第 3 条第 5 号
13			通級指導教室代表	条例第 3 条第 5 号
14		伊豆の国特別支援学校	特別支援学校教諭	条例第 3 条第 3 号
15		健康づくり課	保健師	条例第 3 条第 2 号
16		子育て支援課	臨床心理士	条例第 3 条第 3 号 及び第 7 号
17	庄司 佳乃	教育支援センター	センター長	条例第 3 条第 8 号

函南町就学支援委員会設置条例（昭和54年2月27日条例第10号）

最終改正:令和5年2月14日条例第7号

改正内容:令和5年2月14日条例第7号 [令和5年4月1日]

○函南町就学支援委員会設置条例

昭和54年2月27日条例第10号

改正

平成元年6月29日条例第19号

平成24年6月20日条例第14号

平成27年3月3日条例第5号

令和5年2月14日条例第7号

函南町就学支援委員会設置条例

（設置、目的）

第1条 教育委員会の諮問に応じ、障害のある幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の就学について、適正な支援を行うことができるようにするため、就学支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 児童生徒等の特別支援学校及び特別支援学級への就学の審議及び支援に関すること。
- (2) 児童生徒等の就学に関する調査及び実態把握に関すること。
- (3) 静岡県就学支援委員会との連絡及び調整に関すること。
- (4) その他必要な事項

（委員）

第3条 委員会は、委員19人以内で組織し、その委員は、次に掲げる者から教育委員会が委嘱する。

- (1) 医師
 - (2) 保健師
 - (3) 特別支援教育に関して識見を有する者
 - (4) 函南町立学校の校長
 - (5) 函南町立学校の特別支援学級の担当者
 - (6) 函南町立幼稚園の代表園長
 - (7) 児童福祉関係者
 - (8) その他必要と認める者
- 2 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないものとし、議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。
- 3 委員会が必要であると認める場合は、関係職員等を出席させることができる。
- 4 委員会の会議は、公開する。ただし、委員の過半数の承諾があるときは、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年6月29日条例第19号）

この条例は、平成元年7月1日から施行する。

附 則（平成24年6月20日条例第14号）

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成27年3月3日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年2月14日条例第7号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第18号

函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会委員の委嘱等について

函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会条例（平成30年函南町条例第10号）第3条の規定により、別紙の者を函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会委員に委嘱又は任命したいので、教育委員会の承認を求める。

令和8年3月18日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

現在の委員の任期が令和8年3月31日を以て満了となるため、新たに委員を委嘱したいので、教育委員会の承認を求めるものです。

任期は、令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

○いじめ防止対策推進法

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

○函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会条例

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、法第14条第1項に掲げる関係者及び生徒指導関係者のうちから、教育委員会
が委嘱又は任命する。

○函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会運営要綱

(委員)

第3条 函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会条例第3条の規定により教育委員会が委嘱又は任命する委員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校 函南町立小中学校長
- (2) 幼稚園 函南町立幼稚園長
- (3) 教育委員会 函南町教育長
- (4) 児童相談所 児童相談所職員
- (5) 法務局又は地方法務局 人権擁護委員
- (6) 都道府県警察 静岡県警察職員
- (7) その他の関係者 その他教育委員会が必要と認める者

令和8年度 函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会委員（案）

○敬称略

番	氏名	勤務先	職名	該当条項
1	久保田 浩子	函南町教育委員会	教育長	要綱第3条第3号
2			校長(中学校長代表)	要綱第3条第1号
3			校長(小学校長代表)	要綱第3条第1号
4			園長(幼稚園長代表)	要綱第3条第2号
5		静岡少年鑑別所		要綱第3条第7号
6		静岡県東部児童相談所		要綱第3条第4号
7	片岡 俊枝	静岡地方法務局沼津支局	人権擁護委員	要綱第3条第5号
8		函南町社会福祉協議会	民生・主任児童委員	要綱第3条第7号
9		三島警察署生活安全課	生活安全課長	要綱第3条第6号
10		三島警察署生活安全課	生活安全課	要綱第3条第6号
11		三島警察署生活安全課	スクールサポーター	要綱第3条第6号
12		三島警察署函南町交番		要綱第3条第6号
13	高木 基	三島警察署	少年警察ボランティア	要綱第3条第6号
14		静岡保護観察所	保護司(保護司代表)	要綱第3条第7号
15		NPO 青少年問題防止ネットワーク	スクールアドバイザー代表	要綱第3条第7号
16	伊澤 竜也	NPO 青少年問題防止ネットワーク	スクールアドバイザー代表	要綱第3条第7号
17		函南中学校	生徒指導主事	要綱第3条第7号
18		東中学校	生徒指導主事	要綱第3条第7号
19		函南小学校	生徒指導主任	要綱第3条第7号
20		丹那小学校	生徒指導主任	要綱第3条第7号
21		桑村小学校	生徒指導主任	要綱第3条第7号
22		東小学校	生徒指導主任	要綱第3条第7号
23		西小学校	生徒指導主任	要綱第3条第7号
24		子育て支援課	係長	要綱第3条第7号
25		子育て支援課	こども家庭センター統括支援員	要綱第3条第7号
26	庄司 佳乃	教育支援センター	センター長	要綱第3条第7号
27		教育支援センター	カウンセラー	要綱第3条第7号
28		教育支援センター	スクールソーシャルワーカー	要綱第3条第7号

議案第19号

函南町結核対策委員会委員の委嘱について

函南町結核対策委員会設置条例（平成17年函南町条例第14号）第3条の規定により、別紙の者を函南町結核対策委員会委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和8年3月18日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

委嘱していた委員の任期が令和8年3月31日を以て満了となったため、新たな委員の委嘱について、教育委員会に承認を求めるものです。

令和 8 年度 函南町結核対策委員会 委員一覧（案）

No.	役職・所属	氏名	委嘱期間	備考
1	田方地区医師会の代表	川上 健司	令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日	再任 NTT 東日本伊豆病院
2	結核の専門家 函南町学校医の代表	杉山 達郎	令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日	再任 函南さくらクリニック
3	静岡県東部保健所長	鉄 治	令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日	再任
4	函南町保健業務担当者		令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日	
5	函南町校長会の代表		令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日	
6	函南町養護教諭の代表		令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日	

○函南町結核対策委員会設置条例

平成17年6月24日条例第14号

(設置)

第1条 函南町立学校（以下「学校」という。）におけるツベルクリン反応検査及びBCG接種の廃止を踏まえ、結核の児童生徒への感染防止、感染者又は発病者の早期発見及び早期治療並びに学校保健と地域保健との連携強化を目的とし、学校における結核対策に的確に取り組むため、函南町結核対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 学校における結核健診の実施状況及び結果の把握
- (2) 精密検査及び経過観察対象児童生徒の管理方針の検討
- (3) 患者発生時における関係機関への協力及び対策の検討
- (4) 地域との連携による学校の結核管理方針の検討
- (5) その他学校における結核対策に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 田方地区医師会の代表 1人
- (2) 結核の専門家 1人
- (3) 静岡県東部保健所長
- (4) 函南町保健業務担当者 1人
- (5) 函南町学校医の代表 1人
- (6) 函南町校長会の代表 1人
- (7) 函南町養護教諭の代表 1人

2 委員は、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任は、これを妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、田方地区医師会の代表をもって充て、会務を掌理する。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理し、欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集する。

2 委員会は、委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

議案第20号

函南町立小学校学校医及び学校歯科医の委嘱について

函南町立小・中学校管理規則（昭和32年教育委員会規則第2号）第22条の規定により、別紙の者に学校医及び学校歯科医を委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和8年3月18日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

現在委嘱している函南町立西小学校学校医及び函南町立丹那小学校学校歯科医より辞退の申し出があったので、後任学校医及び学校歯科医の委嘱について承認を求めるものです。

委嘱日 令和8年4月1日

令和8年度から 函南町立西小学校 学校医 (案)

- 1 氏名 平出 由宇
- 2 住所 [REDACTED]
- 3 勤務先 函南平出クリニック小児科 函南町塚本 952 番地の 24

現在の学校医

- 1 氏名 平出 源和
- 2 住所 [REDACTED]
- 3 勤務先 函南平出クリニック小児科 函南町塚本 952 番地の 24

令和8年度から 函南町立丹那小学校 学校歯科医 (案)

- 1 氏名 井出 翔太
- 2 住所 [REDACTED]
- 3 勤務先 いで歯科医院 函南町上沢 25 番地の 2

現在の学校歯科医

- 1 氏名 井出 衛
- 2 住所 [REDACTED]
- 3 勤務先 いで歯科医院 函南町上沢 25 番地の 2



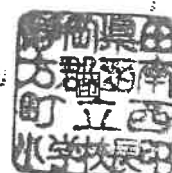
様式第 25 号 (第 12 条関係)

学校医等委嘱内申書

函西小 第 34 / 号
令和 8 年 3 月 6 日

函南町教育委員会 様

函南町立西小学校長 高橋 敏子



次のとおり学校医、~~学校歯科医及び学校薬剤師~~の委嘱について内申します。

学校医等の種別	氏 名	住 所	内申理由	発令希望年月日
学校医	平出 由宇	函南町塚本 952 番地の 24	現学校医より辞退申出があったため	令和 8 年 4 月 1 日
				以下余白



辞 退 届

このたび、都合により函南町立西小学校の学校医を、令和8年3月31日をもって辞退したいので申し出ます。

令和8年 2月 17日

函南町教育委員会 様

住 所



氏 名

平出 源和



8



承 諾 書

このたび、令和8年4月1日より函南町立西小学校の学校医として
就任することを承諾いたします。

令和8年 〇 月 〇 日

函南町教育委員会 様

住 所



氏 名 社 村



8. 3



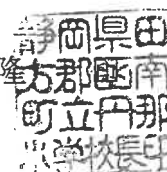
様式第 25 号 (第 12 条関係)

学校医等委嘱内申書

函丹小第 88 号
令和 8 年 3 月 6 日

函南町教育委員会 様

函南町立丹那小学校長 土屋 清隆



次のとおり~~学校医、学校歯科医及び学校薬剤師~~の委嘱について内申します。

学校医等の種別	氏名	住所	内申理由	発令希望年月日
歯科医	井出 翔太	函南町塚本 140 番地の 26	現歯科医より辞退申出があったため	令和 8 年 4 月 1 日
				以下余白



辞 退 届

このたび、都合により函南町立丹那小学校の学校歯科医を、令和8年3月31日をもって辞退したいので申し出ます。

令和8年 3月 24日

函南町教育委員会 様

住 所



氏 名

井 出 衛 



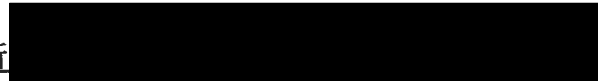
承 諾 書

このたび、令和8年4月1日より函南町立丹那小学校の学校歯科医として就任することを承諾いたします。

令和8年2月 24日

函南町教育委員会 様

住 所



氏 名

井出 翔平

8.2

(学校医等)

第22条 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、校長の内申に基づいて、委員会が委嘱する。

議案第 21 号

函南町立幼稚園園医及び園薬剤師の委嘱について

函南町立幼稚園規則（昭和 39 年函南町教育委員会規則第 1 号）第 26 条の規定により、別紙の者に幼稚園園医及び薬剤師を委嘱したいため、教育委員会の承認を求める。

令和 8 年 3 月 1 8 日提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

現在委嘱している函南町立幼稚園の園医及び薬剤師から辞退の申し出があったため、後任幼稚園薬剤師の委嘱について承認を求めるものです。

（委嘱日 令和 8 年 4 月 1 日）

令和8年度 幼稚園・こども園 園医・薬剤師 一覧

園名	科目	園医名		電話
春光幼稚園	内科	平出 由宇	函南平出クリニック	978-1366
	歯科	宮原 大地	みやはら歯科	957-0058
	薬剤師	仁禮 隆子	田方薬局	973-5860
丹那幼稚園	内科	山口 千賀志	山口医院	978-2011
	歯科	中條 泰敬	中條歯科医院	978-8803
	薬剤師	中村 亮太	アリス薬局	979-4105
二葉こども園	内科	山口 千賀志	山口医院	978-2011
	歯科	高橋 和子	高橋デンタルクリニック	977-6966
	薬剤師	鈴木 真知子	函南鈴木薬局	978-6922
間宮幼稚園	内科	中村 友紀	三島マタニティクリニック	979-0192
	歯科	櫻井 英利	さくらい歯科医院	979-8615
	薬剤師	戸島 克浩	上沢薬局	970-1200
みのり幼稚園	内科	平出 由宇	函南平出クリニック	978-1366
	歯科	對馬 誠	つしま歯科医院	978-8811
	薬剤師	中村 亮太	アリス薬局	979-3880
自由ヶ丘幼稚園	内科	鈴木 新司	蛇ヶ橋クリニック	970-0555
	歯科	宮原 大地	みやはら歯科	957-0058
	薬剤師	戸島 克浩	上沢薬局	970-1200
西部保育園	内科	平出 源和	函南平出クリニック	978-1366
	歯科	柏木 敦博	ルピア歯科医院	979-0811

令和7年度 幼稚園・こども園 園医・薬剤師 一覧

園名	科目	園医名		電話
春光幼稚園	内科	平出 源和	函南平出クリニック	978-1366
	歯科	宮原 大地	みやはら歯科	957-0058
	薬剤師	仁禮 隆子	田方薬局	973-5860
丹那幼稚園	内科	山口 千賀志	山口医院	978-2011
	歯科	中條 泰敬	中條歯科医院	978-8803
	薬剤師	中村 亮太	田方薬局	979-4105
二葉こども園	内科	山口 千賀志	山口医院	978-2011
	歯科	高橋 和子	高橋デンタルクリニック	977-6966
	薬剤師	鈴木 真知子	函南鈴木薬局	978-6922
間宮幼稚園	内科	高橋 健司	高橋クリニック	977-1121
	歯科	櫻井 英利	さくらい歯科医院	979-8615
	薬剤師	戸島 克浩	上沢薬局	970-1200
みのり幼稚園	内科	平出 源和	函南平出クリニック	978-1366
	歯科	對馬 誠	つしま歯科医院	978-8811
	薬剤師	鈴木 斉昭	アリス薬局	979-3880
自由ヶ丘幼稚園	内科	鈴木 新司	蛇ヶ橋クリニック	970-0555
	歯科	宮原 大地	みやはら歯科	957-0058
	薬剤師	戸島 克浩	上沢薬局	970-1200
西部保育園	内科	平出 源和	函南平出クリニック	978-1366
	歯科	柏木 敦博	ルピア歯科医院	979-0811



承 諾 書

このたび、令和8年4月1日より函南町立春光幼稚園の園医として就任することを承諾いたします。

令和 8年 2月 16日

函南町教育委員会 様

住所



氏名

平山 由子



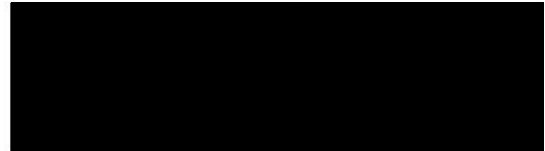


承 諾 書


このたび、令和8年4月1日より函南町立間宮幼稚園の園医として就任することを承諾いたします。

令和8年3月9日

函南町教育委員会 様



住 所 _____

氏 名 中村友紀 



承 諾 書

このたび、令和8年4月1日より函南町立みのり幼稚園の園医として就任することを承諾いたします。

令和 8 年 2 月 16 日

函南町教育委員会 様

住 所



氏 名

平土 女子





承 諾 書

このたび、令和8年4月1日より函南町立みのり幼稚園の園薬剤師として就任することを承諾いたします。

令和 8年 3月 9日

函南町教育委員会 様

住 所



氏 名

中村 亮太





辞 退 届

このたび、都合により函南町立春光幼稚園の園医を令和8年3月31日をもって辞退したいので申し出ます。

令和 8 年 2 月 16 日

函南町教育委員会 様

住 所



氏 名

平出源和





辞 退 届

このたび、都合により函南町立間宮幼稚園の園医を令和8年3月31日をもって辞退したいので申し出ます。

令和8年³月9日

函南町教育委員会 様

住 所



氏 名

高橋 健児 慕



辞 退 届

このたび、都合により函南町立みのり幼稚園の園医を令和8年3月31日をもって辞退したいので申し出ます。

令和 8 年 2 月 16 日

函南町教育委員会 様

住 所



氏 名

平出源和





辞 退 届

このたび、都合により函南町立みのり幼稚園の園薬剤師を令和8年3月31日をもって辞退したいので申し出ます。

令和 8 年 3 月 9 日

函南町教育委員会 様

住 所



氏 名

鈴木 育昭





様式第23号(第12条関係)

幼稚園医等委嘱内申書

春光幼稚園
第31号
令和8年3月9日

函南町教育委員会 様

春光幼稚園長 井出 真



次のとおり幼稚園医、幼稚園歯科医の委嘱について内申します。

幼稚園医等の種別	氏名	住所	内申理由	発令希望年月日
園内科医	平出由宇	函南町塚本 952-24	園医を新たに 委嘱するため	令和8年4月1日



学校医等委嘱内申書

間宮幼第 40号
令和8年3月9日

函南町教育委員会 様

間宮幼稚園 鈴木 美恵



次のとおり園医、園歯科医及び園薬剤師の委嘱について内申します。

学校医等の種別	氏名	住所	内申理由	発令希望年月日
園内科医	中村 友紀	間宮 451	園内科医を新たに委託するため	令和8年4月1日



学校医等委嘱内申書

みのり幼第 33号

令和8年3月9日

函南町教育委員会 様

みのり幼稚園長 野澤 紀子



次のとおり園医、園歯科医及び園薬剤師の委嘱について内申します。

学校医等の種別	氏名	住所	内申理由	発令希望年月日
園内科医	平出 由宇	塚本 952-24	内科医を新たに委嘱するため	令和8年4月1日
園薬剤師	中村 亮太	仁田 33-1	薬剤師を新たに委託する為	令和8年4月1日

第26条 学校保健安全法に基づいて、園医、園歯科医及び園薬剤師を置く。

2 園医、園歯科医及び園薬剤師は、園長の内申に基づいて、教育委員会が委嘱する。

議案第22号

函南町学校運営協議会規則の一部改正について

函南町学校運営協議会規則（令和2年函南町教育委員会規則第1号）の一部を別紙のとおり改正したいので、教育委員会の承認を求める。

令和8年3月18日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）の一部改正により、教員の業務量管理・健康確保措置実施計画に実施に関し、学校運営協議会の承認が必要となるため、所要の改正をするものです。

函南町教育委員会規則第 号

函南町学校運営協議会規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

函南町教育長

函南町学校運営協議会規則の一部を改正する規則

函南町学校運営協議会規則（令和2年函南町教育委員会規則第1号）の一部を次
のように改正する。

第9条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1
号の次に次の1号を加える。

- (2) 当該対象学校の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措
置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措
置の実施に関すること。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

新 旧 対 照 表

函南町学校運営協議会規則(令和2年函南町教育委員会規則第1号)

旧	新
<p>(基本的な方針の承認)</p> <p>第9条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p>	<p>(基本的な方針の承認)</p> <p>第9条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>当該対象学校の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第7条第1項で規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p>

○函南町学校運営協議会規則

令和2年1月27日

教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、函南町立小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）の運営に関して函南町教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民の学校支援等を通じた学校運営への参画の促進及び連携強化を図ることにより、学校、保護者、地域住民等の相互の信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条に規定する目的を達成できると認める場合には、協議会を設置しようとする学校の校長、地域住民、保護者等の意向を踏まえた上で、協議会を設置することができる。

2 協議会の設置に当たっては、対象学校（当該学校運営協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）の校長、保護者及び地域住民の意向を反映するよう努めるものとする。

(名称)

第4条 協議会の名称は、協議会を設置する学校（以下「設置学校」という。）の目指す協議会像を表現したものとなるよう、学校ごとに定めることができる。

(組織)

第5条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者について、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 対象学校の所在する地域の住民
 - (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
 - (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
 - (4) その他教育委員会が必要と認める者
- 2 対象学校の校長は、前項の委員の委嘱又は任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。
- 3 委員の定数は、対象学校の校長と協議の上、教育委員会が定める。
- 4 委員に欠員が生じた場合には、新たに委員を委嘱又は任命することができる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、委嘱又は任命された日から2年とし、再任することを妨げない。

2 前条第4項の規定により新たに委嘱又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬等)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、函南町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和39年函南町条例第4号)の定めるところによる。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他協議会及び学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(基本的な方針の承認)

第9条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

- (1) 当該対象学校の教育課程の編成に関すること。
- (2) 当該対象学校の学校経営計画に関すること。
- (3) 当該対象学校の組織編成に関すること。
- (4) 当該対象学校の学校予算の編成及び執行に関すること。
- (5) 当該対象学校の施設管理及び施設設備等の整備に関すること。

(運営等についての意見)

第10条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は当該対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項(特定の個人に係るものを除く。)について、教育委員会に意見を述べることができる。ただし、対象学校の職員が法第37条第1項に規定する県費負担教職員である場合には、教育委員会を経由して、静岡県教育委員会に意見を述べるものとする。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ校長の意見を聴取するものとする。

(組織等)

第11条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 事務局は、これを対象学校に置く。

(会議)

第12条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議の議決事項について利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。
- 5 議長は、必要があるときは、校長と協議の上、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 校長は、議長と協議の上、会議に対象学校の職員を出席させ意見を述べさせることができる。

（会議の公開）

第13条 会議は、次に掲げる場合を除き、公開する。

- (1) 設置学校の児童又は生徒等の個人情報に関する事項について協議する場合
 - (2) その他特別の事情により、協議会が必要と認めた場合
- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。
 - 3 会議を傍聴する者は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

（研修等）

第14条 教育委員会は、委員に対し、協議会及び委員の役割、責任等について正しい理解を得るために必要な研修等の機会を設けるものとする。

（指導及び助言）

第15条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確に把握し、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。

- 2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行えるよう、必要な情報提供に努めなければならない。

（学校関係者評価と情報提供）

第16条 協議会は、少なくとも毎年度1回の学校関係者評価を行うものとする。

- 2 協議会は、保護者、地域住民等に対して、協議会の活動状況を公開する等の情報提供に努めなければならない。

（委員の解任）

第17条 校長は、委員本人から辞任の申出があったときのほか、次のいずれかに該当すると認めるときは、委員を解任することができる。

- (1) 第8条の規定に違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
- (3) 解任に相当する事由があると認めるとき。

（庶務）

第18条 協議会の庶務は、事務局において処理する。

(運営等)

第19条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、運営に必要な事項を定めることができる。

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年10月21日教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年3月14日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

趣旨

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずる。

概要

1. 学校における働き方改革の一層の推進

(1) 教育委員会における実施の確保のための措置【給特法第8条関係】

- ・ 教育委員会に対し、文部科学大臣が定める指針に即して、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置（業務量管理・健康確保措置）を実施するための計画（業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「計画」という。）の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける。
- ・ 計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告を義務付ける。
- ・ 計画の策定・実施に関して、都道府県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等を努力義務とする。

(2) 学校における実施の確保のための措置

- ・ 公立学校が、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなることを義務付ける。【学校教育法第42条関係】
- ・ 公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。※学校運営協議会を置く学校【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5 関係】

2. 組織的な学校運営及び指導の促進

児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができることとする。【学校教育法第27条、第37条関係】

3. 教員の処遇の改善

(1) 高度専門職にふさわしい処遇の実現

教職調整額の基準となる額を給料月額額の4%から10%まで段階的に引き上げる。【給特法第3条関係】
※幼稚園の教員に係る教職調整額については、子ども・子育て支援新制度の枠組みにおいて、処遇改善に資する財政措置が講じられていること等に鑑み、現状維持とする。

(2) 職務や勤務の状況に応じた処遇の実現

- ・ 義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して条例で支給額を定めることとする（学級担任への加算を想定）。【教育公務員特例法第13条関係】
- ・ 指導改善研修を受けている教員には、教職調整額を支給しないこととする。【給特法第3条、第5条関係】

施行期日

1及び2については、令和8（2026）年4月1日

3については、令和8（2026）年1月1日

【附則第1条関係】

議案第23号

函南町教育委員会の権限に属する事務の一部を町長の補助機関である職員に委任する規則の廃止について

函南町教育委員会の権限に属する事務の一部を町長の補助機関である職員に委任する規則（平成27年函南町教育委員会規則第3号）を別紙のとおり廃止したいので、教育委員会の承認を求める。

令和8年3月18日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

函南町行政機構の改革に伴い、函南町教育委員会の権限に属する事務の一部を町長の補助機関である職員に委任する規則を廃止するものです。

函南町教育委員会規則第 号

函南町教育委員会の権限に属する事務の一部を町長の補助機関である職員に委任する規則を廃止する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

函南町教育長

函南町教育委員会の権限に属する事務の一部を町長の補助機関である職員に委任する規則を廃止する規則

函南町教育委員会の権限に属する事務の一部を町長の補助機関である職員に委任する規則（平成27年函南町教育委員会規則第3号）は廃止する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

○函南町教育委員会の権限に属する事務の一部を町長の補助機関である職員に委任する規則

平成27年 3 月26日

教委規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、函南町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の一部を町長の補助機関である職員に委任することについて必要な事項を定める。

(事務委任)

第2条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、次に掲げるものを厚生部長に委任する。

- (1) 幼稚園の施設に関すること。
- (2) 幼稚園の就園、入園、転園及び退園に関すること。
- (3) 幼稚園の利用者負担額及び預かり保育料に関すること。
- (4) 幼稚園の給食費の徴収に関すること。
- (5) 幼稚園の学齢簿及び学級編成に関すること。
- (6) 幼稚園の教育課程及び学習指導に関すること。
- (7) 幼児の就学奨励及び就園奨励補助等に関すること。
- (8) 幼児の健康診断に関すること。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の事務を行うことがある。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

議案第24号

函南町幼児教育センター設置要綱の一部改正について

函南町幼児教育センター設置要綱（令和2年函南町教育委員会告示第5号）の一部を別紙のとおり改正したいので、教育委員会の承認を求める。

令和8年3月18日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

函南町行政機構の改革に伴い、函南町幼児教育センターの所管が子育て支援課へ移るため、所要の改正をするものです。

函南町教育委員会告示第 号

函南町幼児教育センター設置要綱（令和2年函南町教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

函南町教育長 久保田 浩子

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第2条 幼児教育センターは、函南町内の公私立の保育園及び幼稚園（以下「園」という。）における保育・教育の充実を図り、園を支援するため、<u>学校教育課内に設置する。</u></p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 幼児教育センターは、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 園への保育・教育に関する情報等の提供並びに<u>就学前教育の啓発に関すること。</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(組織及び運営)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 幼児教育センターは、学校教育課、子育て支援課及び健康づくり課等との連携のもとに運営し、<u>学校教育課長が事務の統括を行う。</u></p> <p>(庶務)</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 幼児教育センターは、函南町内の公私立の保育園、<u>幼稚園及びこども園</u>（以下「園」という。）における保育・教育の充実を図り、園を支援するため、<u>子育て支援課内に設置する。</u></p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 幼児教育センターは、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 園への保育・教育に関する情報等の提供及び<u>就学前教育の啓発に関すること。</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(組織及び運営)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 幼児教育センターは、学校教育課、子育て支援課及び健康づくり課等との連携のもとに運営し、<u>子育て支援課長が事務の統括を行う。</u></p> <p>(庶務)</p>

改正前	改正後
第5条 幼児教育センターの庶務は、 <u>学校教育課</u> において処理する。	第5条 幼児教育センターの庶務は、 <u>子育て支援課</u> において処理する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年度 函南町教育委員会組織構成（案）について

令和8年度より、子育て支援課を教育委員会の所属とし、「教育次長」を「教育部長」に変更、新たに「教育部」を設ける予定です。

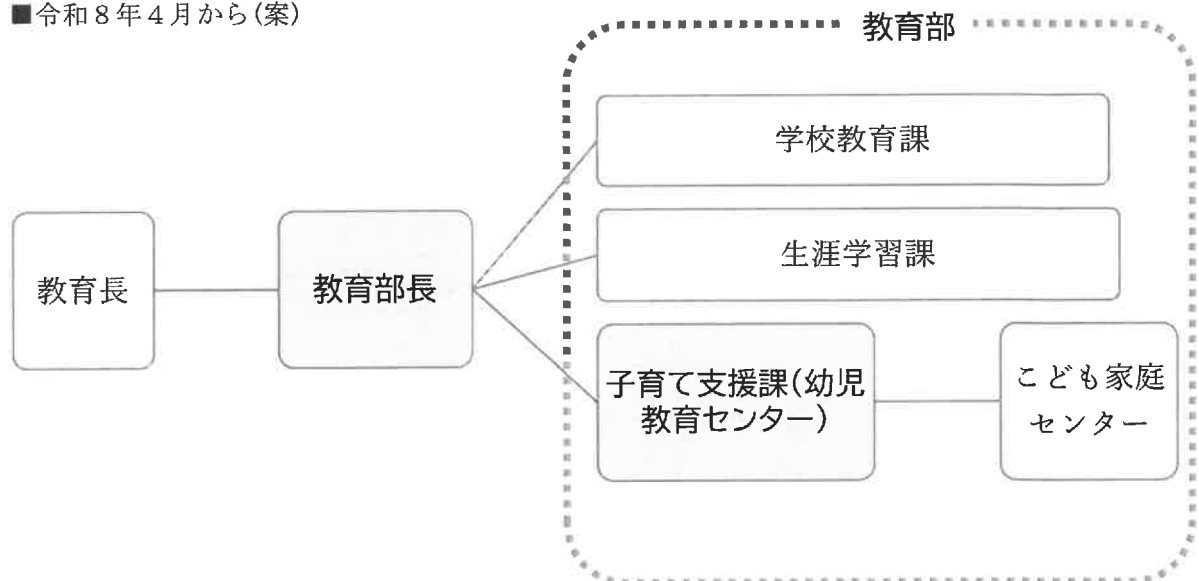
本年度から架け橋期プログラムをスタートさせ、幼稚園保育園から小学校入学する際の学習に対する不安や環境の変化に、ゆっくりと馴染んでいく連携教育を実施しておりますが、子どもや子育てへの支援を包括的に実施し、更なる連携強化を図るため、子育て支援課を教育委員会（教育部）の所属とし、これまで学校教育課内にあった「幼児教育センター」を子育て支援課へ配置変更します。

この組織改定に伴い、今後、令和8年4月1日に間に合うよう規則や規程、要綱などの改正を行います。

■現在



■令和8年4月から(案)



○函南町幼児教育センター設置要綱

令和2年2月20日

教委告示第5号

(趣旨)

第1条 この要綱は、函南町幼児教育センター（以下「幼児教育センター」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 幼児教育センターは、函南町内の公私立の保育園及び幼稚園（以下「園」という。）における保育・教育の充実を図り、園を支援するため、学校教育課内に設置する。

(所掌事務)

第3条 幼児教育センターは、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 園の研修に関すること。
- (2) 未就学児の保護者の子育て相談に関すること。
- (3) 保育士・幼稚園教諭の人材育成に関すること。
- (4) 園への保育・教育に関する情報等の提供並びに就学前教育の啓発に関すること。
- (5) 幼児期教育と小学校・中学校との接続に関すること。
- (6) その他幼児期教育に関し必要な事項

(組織及び運営)

第4条 幼児教育センターに幼児教育アドバイザー、幼児教育指導主事及び発達相談員等の職員を置く。

2 幼児教育センターは、学校教育課、子育て支援課及び健康づくり課等との連携のもとに運営し、学校教育課長が事務の統括を行う。

(庶務)

第5条 幼児教育センターの庶務は、学校教育課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、幼児教育センターの運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

議案第25号

函南町教育委員会専決規程の一部改正について

函南町教育委員会専決規程（平成11年函南町教育委員会規程第1号）の一部を別紙のとおり改正したいので、教育委員会の承認を求める。

令和8年3月18日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

函南町行政機構の改革に伴い、教育部長及び子育て支援課長の専決事項を定めるため、所要の改正をするものです。

函南町教育委員会規程第 号

函南町教育委員会専決規程（平成11年函南町教育委員会規程第1号）の一部を次のように、改正する。

令和 年 月 日

函南町教育長 久保田 浩子

改正前	改正後
<p>(専決) 第2条 <u>教育次長</u>の専決事項は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略) 2・3 (略)</p>	<p>(専決) 第2条 <u>教育部長</u>の専決事項は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略) 2・3 (略) <u>4 子育て支援課長の専決事項は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 児童福祉に関する調査に関すること。</u> <u>(2) 母子福祉に関する調査に関すること。</u> <u>(3) 静岡県育英会就学奨励会に関すること。</u> <u>(4) 児童手当の認定及び支給に関すること。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

○函南町教育委員会専決規程

平成11年 3月30日

教委規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、教育委員会の事務処理に関し別に定める場合を除くほか、その決裁区分、手続等を定めることにより、適正かつ合理的な事務処理の遂行を図ることを目的とする。

(専決)

第2条 教育次長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 教育基本方針の策定及び実施計画策定の調整に関すること。
- (2) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての調整に関すること。
- (3) 報道に関すること。
- (4) 函南町文書取扱規程（平成16年函南町訓令甲第3号。以下「文書取扱規程」という。）第22条及び別表第3に定める部長共通専決事項に関すること。

2 課長の共通専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 所管施設の管理運営に関すること。
- (2) 文書取扱規程第22条及び別表第3に定める課長共通専決事項に関すること。

3 生涯学習課長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 社会教育諸団体の育成指導及び連絡に関すること。
- (2) 社会体育施設等の使用の承認及び別表に定める使用料の減額、免除に関すること。
- (3) 青少年対策機関及び諸団体との連絡に関すること。
- (4) 各種学級及び教室の開催及び育成指導に関すること。
- (5) 社会教育指導者の要請、派遣及び研修に関すること。
- (6) 社会教育資材の貸出しに関すること。
- (7) スポーツ団体の指導育成及び連絡に関すること。
- (8) 体育指導員の研修及び派遣、指導及び助言に関すること。
- (9) 県スポーツ祭等への派遣に関すること。
- (10) 生涯学習推進のための計画及び実施に関すること。
- (11) 文化財の保護及び調査に関すること。
- (12) コミュニティ活動に関すること。
- (13) スポーツ大会等の計画及び実施に関すること。

(準用)

第3条 この規程に定めるもののほか、事務の執行については、文書取扱規程を準用する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成16年 8 月18日教委規程第 1 号）
この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年 6 月15日教委規程第 1 号）
この規程は、平成17年 7 月 1 日から施行する。

○函南町文書取扱規程

平成16年 6月 1日

訓令甲第3号

課長名	専決事項
総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の身元保証に関する事。 2 職員の健康診断に関する事。 3 職員の被服貸与に関する事。 4 職員の身分証明及び通勤証明に関する事。 5 日直に関する事。 6 代表電話に関する事。 7 法令文書及び図書の整理保存又は記録に関する事。 8 町議会の招集告示及び議決事項の公布に関する事。 9 行政庁よりの囑託の公告又は告示に関する事。 10 公印の保管に関する事。 11 例規集等の追録加除に関する事。
企画財政課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 金券及び文書の受付配布に関する事。 2 予算資料の要求及び予算配当に関する事。 3 予算書等の送付受領に関する事。 4 軽易な秘書事務に関する事。 5 基本計画の策定資料の収集に関する事。 6 国土利用計画の調査に関する事。 7 町勢要覧に関する事。 8 各種統計調査に関する事。 9 広報の取材、編集及び発行に関する事。
都市計画課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画の調査に関する事。 2 建築確認申請書の進達に関する事。 3 建設リサイクル法に係る届出書の進達に関する事。
管財課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 庁用機械器具の保守及び清掃契約の監督に関する事。 2 町営住宅の家賃督促に関する事。 3 庁内受付に関する事。 4 共用自動車の配車に関する事。 5 土地台帳及び公図の登載事項の訂正に関する事。 6 土地台帳の閲覧及び公図の副本交付に関する事。 7 土地登記に関する事。 8 会議室の使用に関する事。 9 文書庫の管理に関する事。

	<ul style="list-style-type: none"> 10 庁用車及び庁用自動車運転手の監督に関する事。 11 庁舎夜間警備に関する事。 12 電算処理の連絡調整に関する事。 13 電子計算機の運用及び保守に関する事。
税務課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 納税管理人に関する事。 2 脱税者の取締りに関する事。 3 諸税課税上の実施調査に関する事。 4 交付要求書類の送達に関する事。 5 納税督促に関する事。 6 納税者の異動整理に関する事。 7 納税通知書又は督促状の発行に関する事。 8 軽自動車標識の交付に関する事。 9 自動車臨時運行許可取扱いに関する事。 10 町税の差押え又は保全差押えの決定に関する事。 11 1件50万円未満の町税の滞納処分の執行停止及びその取消しに関する事。 12 国民健康保険税の差押え又は保全差押えの決定に関する事。 13 1件50万円未満の国民健康保険税の滞納処分の執行停止及びその取消しに関する事。
健康づくり課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 母子保健に関する調査に関する事。 2 母子健康手帳の交付及び母子保健サービス利用に関する事。 3 予防接種の調査及び定期予防接種の実施に関する事。 4 生活習慣予防に関する調査、周知及び啓発に関する事。 5 食育推進及び栄養相談に関する事。 6 各種検診（健診）の受診に関する事。 7 所管施設に関する調査及び維持管理に関する事。
福祉課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 低所得者福祉に関する調査に関する事。 2 老人福祉に関する調査に関する事。 3 心身障害者福祉に関する調査に関する事。 4 戦傷病者、遺族、引揚者、未帰還者及び留守家族の援護に関する調査に関する事。 5 行旅病人及び行旅病死人の取扱いに関する事。 6 社会福祉協議会の運営管理及び指導に関する事。 7 各種社会福祉施設団体の指導に関する事。
子育て支援課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 児童福祉に関する調査に関する事。 2 母子福祉に関する調査に関する事。

	<ul style="list-style-type: none"> 3 静岡県育英会就学奨励会に関する事。 4 児童手当の認定及び支給に関する事。 5 所管施設の管理運営に関する事。
環境衛生課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 ごみ置き場の設置に関する事。 2 一般廃棄物収集等委託業者の指導監督に関する事。 3 資源再利用の推進に係る事。 4 消毒機材の保管及び貸出に関する事。 5 消毒薬品の配布に関する事。 6 感染症予防の消毒に関する事。 7 災害防疫に係る消毒薬の散布に関する事。 8 畜犬に関する事。 9 公害等苦情調査に関する事。
産業振興課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 計量器の取締りに関する事。 2 生産物の宣伝、紹介及び斡旋に関する事。 3 米穀の生産調整に関する事。 4 病虫害の駆除予防に関する事。 5 家畜の防疫に関する事。 6 耕作地の移動登録に関する事。 7 観光の宣伝及び広告に関する事。 8 観光資源調査に関する事。 9 換地登記に関する事。
建設課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 通行禁止制限の手続きに関する事。 2 土地立入測量に関する事。 3 道路、河川等の境界調査に関する事。 4 道路、河川等の応急処置に関する事。 5 建設資材及び機械器具の貸出に関する事。
上下水道課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 町営簡易水道使用料及び手数料の徴収に関する事。 2 加入分担金の徴収に関する事。 3 町営簡易水道の使用の開始及び廃止に関する事。 4 下水道使用料及び手数料の徴収に関する事。 5 下水道受益者負担金及び分担金の徴収に関する事。 6 下水道使用の開始及び廃止に関する事。 7 農業集落排水使用料の徴収に関する事。 8 農業集落排水事業受益者分担金徴収に関する事。
住民課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 転籍者の身分事項通知に関する事。 2 既決犯罪通知の処理に関する事。

- 3 被疑者以外の身元調査に関する事。
- 4 戸籍、住民基本台帳その他関係法令に基づく告知催告に関する事。
- 5 戸籍、除籍の謄抄本及び住民票の写しの交付に関する事。
- 6 戸籍及び除籍の副本送付に関する事。
- 7 人口動態調査表に関する事。
- 8 国民年金諸届出の受理、進達及び報告に関する事。
- 9 国民健康保険被保険者資格の得喪に関する事。
- 10 国民健康保険資格確認書等の交付に関する事。
- 11 国民健康保険の各種統計に関する事。
- 12 国民健康保険の療養費等支払い審査及び支給通知に関する事。
- 13 後期高齢者医療被保険者資格の得喪に関する事。
- 14 後期高齢者医療資格確認書等の交付に関する事。
- 15 後期高齢者医療の各種統計に関する事。
- 16 後期高齢者医療の療養費等の申請受理、進達及び報告に関する事。
- 17 後期高齢者医療保険料に関する事。

議案第26号

函南町立小・中学校学校徴収金等取扱要領の一部改正について

函南町立小・中学校学校徴収金等取扱要領(平成18年函南町教育委員会訓令第2-1号)の一部を別紙のとおり改正したいので、教育委員会の承認を求める。

令和8年3月18日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

学校給食費の公会計化に伴い、新たに函南町学校給食費の管理に関する規則を制定したので、給食費の規定を削除するものです。

函南町教育委員会訓令第 号

函南町立小・中学校学校徴収金等取扱要領（平成18年函南町教育委員会訓令第2-1号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

函南町教育長 久保田 浩子

改正前	改正後
(摘要範囲) 第2条 (略) (1) (略) (2) <u>給食費</u> (3) <u>前各号</u> に掲げるもののほか、校長が必要と認めたもの	(摘要範囲) 第2条 (略) (1) (略) (2) (2) <u>前号</u> に掲げるもののほか、校長が必要と認めたもの

備考 改正箇所は、下線が写かれた部分である。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

函南町立小・中学校学校徴収金等取扱要領

平成 18 年 3 月 30 日

教委訓令第 2-1 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要領は、函南町立小・中学校処務規程(平成 13 年函南町教育委員会訓令第 4 号)第 8 条の規定に基づき、函南町立小学校及び中学校(以下「学校」という。)の学校徴収金等の会計事務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(摘要範囲)

第 2 条 この要領の摘要を受ける会計は次に掲げるものとする。

- (1) 学年費(積立金を含む)
- (2) 給食費
- (3) 前各号に掲げるもののほかに校長が必要と認めたもの

(会計年度)

第 3 条 各会計の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(学校徴収金事務)

第 4 条 校長は、学校における学校徴収金事務を総括する。

2 学校徴収金の徴収事務担当者・会計事務担当者は、校長が指名する。

第 2 章 予算

(予算)

第 5 条 各会計は、年度当初に予算を編成し、校長の承認を得る。

2 予算に変更が生じた場合は、その都度校長の承認を得る。

3 予算は、適正かつ効率的にこれを執行する。

(徴収)

第 6 条 徴収金の徴収方法は、原則として口座振替によるものとする。

第 7 条 口座振替を行う金融機関は、学校指定の金融機関とする。

2 校長は、金融機関に口座振替を依頼する。

第 8 条 校長は予算に基づき、年度ごと徴収計画を作成し、保護者等に通知しなければならない。

2 徴収計画に変更が生じた場合は、その理由及び金額を明らかにし、保護者等に通知しなければならない。

第 9 条 徴収金未納の場合は、納入依頼書等で通知し、徴収するものとする。

2 徴収事務担当者は、前項の規定により現金で徴収した場合は、領収書を発行しなければならない。

第 10 条 引落とし手数料については、保護者負担とする。

第 3 章 執行

(物品の購入等)

第 11 条 物品の購入等、会計の執行にあたっては、あらかじめ校長の決裁を受ける

ものとする。なお、予算書に計上した物品等についてはすでに校長の決裁を得たものとして扱う。

(業者の選定)

第12条 業者は、信用・能力のあるもののうちから、公正かつ公平に選定しなければならない。

第4章 経理

(支出)

第13条 会計事務担当者は、業者から請求書が提出されたときは、その内容を審査した後支出調書により、速やかに支払わなければならない。

(会計事務)

第14条 各会計における収支は、出納簿の記入、証拠書類の整理等により常に明確にしておかななければならない。

2 各会計の経理状況は、校長の指示に従い報告しなければならない。

(決算)

第15条 各会計は、校長が定める会計期ごとに決算し、校長の承認を得る。

2 各会計は、年度末に、校長が定めた監査委員による監査を受ける。

3 各会計は、必要に応じ、保護者等に報告しなければならない。

(書類の保存)

第16条 出納簿、証拠書類関係諸帳簿は、整備して5年間保存する。

第5章 雑則

第17条 この要領に定めるもののほか、学校徴収金事務に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

議案第27号

函南町スポーツ推進委員の委嘱について

函南町スポーツ推進委員に関する規則（昭和37年函南町教育委員会規則第1号）の規定により別紙の者を函南町スポーツ推進委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和8年3月18日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

現在委嘱している委員の任期が令和8年3月31日を以て満了となるため、委員の委嘱について、教育委員会に承認を求めるものです。

任期は、令和8年4月1日から令和10年3月31日まで。

令和8年度 函南町スポーツ推進委員会 再任・新任者名簿（案）

No.	区分	氏名	(よみがな)	任期
1	再任	坂上 敬治	さかうえ けいじ	R8.4～R10.3
2	再任	渡利 光義	わたり てるよし	R8.4～R10.3
3	再任	伊藤 仁美	いとう ひとみ	R8.4～R10.3
4	再任	上杉 綾子	うえすぎ あやこ	R8.4～R10.3
5	再任	山地 正訓	やまじ まさのり	R8.4～R10.3
6	再任	鈴木 省三	すずき しょうぞう	R8.4～R10.3
7	再任	飯田 拓也	いいだ たくや	R8.4～R10.3
8	再任	野田 伸子	のだ のぶこ	R8.4～R10.3
9	再任	伊藤 貴明	いとう たかあき	R8.4～R10.3
10	再任	小鹿 孝	こしか たかし	R8.4～R10.3
11	再任	早野 治之	はやの はるゆき	R8.4～R10.3
12	再任	白坂 恵	しらさか めぐみ	R8.4～R10.3
13	新任	佐野 洋平	さの ようへい	R8.4～R10.3

令和8年度 函南町スポーツ推進委員会名簿（案）

No.	区分	氏名	(よみがな)	任期
1	任期中	室伏 貴司	むろふし たかし	R7.4~R9.3
2	再任	坂上 敬治	さかうえ けいじ	R8.4~R10.3
3	再任	渡利 光義	わたり てるよし	R8.4~R10.3
4	再任	伊藤 仁美	いとう ひとみ	R8.4~R10.3
5	再任	上杉 綾子	うえすぎ あやこ	R8.4~R10.3
6	再任	山地 正訓	やまじ まさのり	R8.4~R10.3
7	再任	鈴木 省三	すずき しょうぞう	R8.4~R10.3
8	任期中	坂口 吉治	さかぐち よしはる	R7.4~R9.3
9	再任	飯田 拓也	いいだ たくや	R8.4~R10.3
10	任期中	島田 勉	しまだ つとむ	R7.4~R9.3
11	任期中	長島 輝	ながしま ひかる	R7.4~R9.3
12	再任	野田 伸子	のだ のぶこ	R8.4~R10.3
13	再任	伊藤 貴明	いとう たかあき	R8.4~R10.3
14	再任	小鹿 孝	こしか たかし	R8.4~R10.3
15	再任	早野 治之	はやの はるゆき	R8.4~R10.3
16	再任	白坂 恵	しらさか めぐみ	R8.4~R10.3
17	任期中	福田 敦子	ふくだ あつこ	R7.4~R9.3
18	新任	佐野 洋平	さの ようへい	R8.4~R10.3

○函南町スポーツ推進委員に関する規則

昭和37年7月9日
教委規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基くスポーツ推進委員の職務その他、スポーツ推進委員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 スポーツ推進委員は住民のスポーツの推進に関し、その分担する地域又は事項について次の職務を行う。

- (1) 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行なうこと。
- (2) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行なうスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- (4) スポーツ団体、その他の団体の行なうスポーツに関する行事又は事業に関し求めに応じて協力すること。
- (5) 住民一般に対し、スポーツの理解を深めること。
- (6) 前各号に掲げるものの外、住民のスポーツの振興のための指導助言を行うこと。

2 前項の規定によりスポーツ推進委員が分担する地域又は事項は、教育長が定める。

(定数)

第3条 スポーツ推進委員の定数は18名とする。

(任期)

第4条 スポーツ推進委員の任期は2年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特別の理由のあるときは、前項の期間中においてもスポーツ推進委員の委嘱を解くことができる。

3 スポーツ推進委員は、再任されることができる。

(服務)

第5条 スポーツ推進委員は、相互に、密接に連絡し、協力しなければならない。

2 スポーツ推進委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

第6条 スポーツ推進委員は、常にその職務を行なう上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年1月23日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則 (昭和57年3月13日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則 (平成12年3月1日教委規則第1号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年2月24日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

議案第28号

函南町社会教育関係団体運営費等補助金交付要綱の一部改正について

函南町社会教育関係団体運営費等補助金交付要綱（昭和63年函教社第135号）を一部改正したいので、教育委員会の承認を求める。

令和8年3月18日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

函南町スポーツ少年団加盟団体の減少に伴い、補助金額を見直し、従来の全体に対する固定額から加盟団体の数に応じて算定する方法に変更するものです。

函南町社会教育関係団体運営費等補助金交付要綱の一部改正

函南町社会教育関係団体運営費等補助金交付要綱（昭和63年函教社第135号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第3関係）				別表（第3関係）			
補助の対象			補助額	補助の対象			補助額
事業の区分	経費	団体名称		事業の区分	経費	団体名称	
(略)				(略)			
4 ス ポ ー ツ 振 興 事 業	ア 地域のスポーツの振興のために行う事業の実施に要する経費	特定非営利活動法人函南町スポーツ協会	2,200,000円	4 ス ポ ー ツ 振 興 事 業	ア 地域のスポーツの振興のために行う事業の実施に要する経費	特定非営利活動法人函南町スポーツ協会	2,200,000円
	イ 会員の資質向上のために行う研修等の事業の実施に要する経費	函南町スポーツ少年団	660,000円		イ 会員の資質向上のために行う研修等の事業の実施に要する経費	函南町スポーツ少年団	加盟団体1団体当たり 60,000円
	ウ 団体の運営に要する経費				ウ 団体の運営に要する経費		

附 則

この改正は、令和8年度分の補助金から適用する。

議案第29号

函南町コミュニティ推進事業費交付金交付要綱の一部改正について

函南町コミュニティ推進事業費交付金交付要綱（平成3年4月1日付け）を一部改正したいので、教育委員会の承認を求める。

令和8年3月18日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

レクリエーション事業まで交付金の範囲を広げるため、交付金の対象となる事業を「体育行事」から「レクリエーション事業」に改めるものです。

函南町コミュニティ推進事業費交付金交付要綱の一部改正

函南町コミュニティ推進事業費交付金交付要綱（平成3年4月1日通知）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
<p>第1 趣旨</p> <p>町長は、コミュニティづくりの推進を図るため、<u>区主催の体育行事等</u>を実施した区に対して、予算の範囲内において交付金を交付するものとし、その交付に関してはこの要綱の定めるところによる。</p> <p>第2 交付の対象及び交付金</p> <p>(1) 交付の対象</p> <p><u>区主催の体育行事等に要する経費</u></p> <p>(2) 交付額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">参加人員</th> <th style="text-align: center;">交付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500人未満の場合</td> <td style="text-align: right;">20,000円</td> </tr> </tbody> </table>	参加人員	交付額	500人未満の場合	20,000円	<p>第1 趣旨</p> <p>町長は、コミュニティづくりの推進を図るため、<u>町内の自治会（以下「区」という。）主催のレクリエーション事業等（政治的、宗教的な行事を除く。）</u>を実施した区に対して、予算の範囲内において交付金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。</p> <p>第2 交付の対象及び交付金</p> <p>(1) 交付の対象</p> <p><u>交付の対象となる事業は、アからカまで掲げる要件を全て満たすレクリエーション事業等であること。</u></p> <p><u>ア 区主催のレクリエーション事業等であること。ただし、同一日に二つ以上の事業を実施している場合については、合わせて一事業とすること。</u></p> <p><u>イ 区のコミュニティづくりに効果的な事業であり、特定の受益者を対象としていないものであること。</u></p> <p><u>ウ 政治活動又は宗教活動を行っていないこと。</u></p> <p><u>エ 単なる物品の販売又は営利を目的としていないこと。</u></p> <p><u>オ クラウドファンディング、祝儀等で対象となる事業の全ての経費が賚られていないこと。</u></p> <p><u>カ 他の補助事業の対象になっていないこと。</u></p> <p>(2) 交付金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">参加人員</th> <th style="text-align: center;">交付金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500人未満の場合</td> <td style="text-align: right;">20,000円</td> </tr> </tbody> </table>	参加人員	交付金	500人未満の場合	20,000円
参加人員	交付額								
500人未満の場合	20,000円								
参加人員	交付金								
500人未満の場合	20,000円								

改正前		改正後	
500人以上の場合	50,000円	500人以上の場合	50,000円
<p>第3 交付の申請</p> <p>区長は事業実施後、<u>交付申請書（様式第1号）及び請求書（様式第2号）を函南町教育委員会に提出して申請する。</u></p>		<p>ただし、事業の全ての経費が交付金に満たない場合は、事業の全ての経費の1,000円未満を切り捨てた額とする。</p> <p>第3 交付の申請</p> <p>区長は事業実施後、<u>30日以内又は事業を実施した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに函南町コミュニティ推進事業費交付金交付申請書（様式第1号）に<u>関係書類を添えて町長に提出して申請する。</u></u></p> <p>第4 交付金の決定及び確定</p> <p>町長は、<u>第3の規定による申請があったときは、その内容を審査し、<u>適当と認めるときは、交付の決定及び確定をし、函南町コミュニティ推進事業費交付金の決定及び確定通知書（様式第2号）（以下「交付金決定及び確定通知書」という。）により、区長に通知しなければならない。</u></u></p> <p>第5 請求の手続</p> <p>区長は、<u>交付金決定及び確定通知書を受領後速やかに請求書（様式第3号）を町長に提出する。</u></p> <p>第6 交付の条件</p> <p>区長は、<u>交付金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を交付金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。</u></p>	

改正前

様式第1号（第3関係）

函南町コミュニティ推進事業交付金交付申請書

年 月 日

函南町長 氏 名 様

申請者

区

区長氏名

年度において、コミュニティ推進事業を実施したので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請金額 金 円
- 2 事業の名称
- 3 期 日 年 月 日 ()
- 4 参加人員 人
- 5 添付書類 (1) プログラム
(2) 写真
(3) 事業関係領収書 (写)

改正後

様式第1号（第3関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

函南町コミュニティ推進事業費交付金交付申請書

年 月 日

函南町長 氏 名 様

(区名) 区

区長氏名

住 所

電話番号

年度において、コミュニティ推進事業を実施したので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請金額 金 円
- 2 事業の名称
- 3 期 日 年 月 日 (曜日)
- 4 参加人員 人
- 5 添付書類 (1) プログラム
(2) 写真
(3) 事業関係領収書 (写)
(4) 収支報告書
(5) 参加人員の根拠となる書類

改正前

改正後

様式第2号（第4関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

第 号
年 月 日

区 区長 氏 名 様

函南町長 氏 名 印

函南町コミュニティ推進事業費交付金交付決定及び確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった函南町コミュニティ推進事業費交付金について、次のとおり決定し、及び確定したので通知します。

記

1 交 付 金 円

改正前

様式第2号（第3関係）

請 求 書

金 円

上記のとおり、年度函南町コミュニティ推進事業の交付金として請求します。

函南町長 氏 名 様

年 月 日

区

区長氏名

㊟

改正後

様式第3号（第5関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

請 求 書

金 円

上記のとおり、年度函南町コミュニティ推進事業の交付金として請求します。

函南町長 氏 名 様

年 月 日

（区名）区

区長氏名

印

住 所

【交付金振込先金融機関口座記入欄】

金融機関名及び店名	
預金種別	
口座番号	
（ふりがな）	
口座名義	

附 則

この改正は、令和8年度分の交付金から適用する。

議案第30号

かなみ仏の里美術館運営審議会委員の委嘱について

かなみ仏の里美術館の設置、管理等に関する条例（平成 24 年函南町条例第 9 号）の規定により、別紙の者をかなみ仏の里美術館運営審議会委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 8 年 3 月 18 日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

かなみ仏の里美術館運営審議会委員 9 人の委嘱期間が、令和 8 年 3 月 31 日付けで任期満了となるため、新たな委員の委嘱について教育委員会の承認を求めるものです。

かなみ仏の里美術館運営審議会委員名簿

(任期) 令和8年4月1日から令和10年3月31日

	氏名	役職	住所	連絡先	所属	備考
1	関本 光泰				あまぎ認定こども園	再任
2					函南町社会教育委員長	
3	栗生 明				千葉大学名誉教授	再任
4	清水 眞澄				三井記念美術館長	再任
5	岩佐 光晴				前 成城大学文芸学部教授	再任
6	佐藤 聡彦				日本大学短期大学部 ビジネス教養学科 教授	再任
7	石渡 栄				令和8年度桑原区長	新任
8	佐藤 泰博				函南町文化協会会長	再任
9	薄井 充裕				中央大学総合政策学部 客員教授	再任

○かんなみ仏の里美術館運営審議会規則

平成 24 年 3 月 30 日教委規則第 4 号

かんなみ仏の里美術館運営審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、かんなみ仏の里美術館の設置、管理等に関する条例（平成 23 年函南町条例第 18 号。以下「条例」という。）第 10 条の規定に基づき、かんなみ仏の里美術館運営審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 審議会は、かんなみ仏の里美術館（以下「美術館」という。）の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、必要と認める事項につき意見を具申する。

(組織)

第 3 条 審議会の委員は、函南町教育委員会が委嘱し、再任することができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ 1 人置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、館長の諮問に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(補則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

議案第31号

函南町立幼稚園規則の一部改正について

令和8年4月1日付けで実施予定の行政機構の改革にあたり、所要の改正を行うものです。

令和8年3月18日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

令和8年4月1日付けで実施予定の行政機構の改革にあたり、厚生部子育て支援課が教育部子育て支援課になるため、職員の規定を整理するため所要の改正を行うものです。

函南町教育委員会規則第 号

函南町立幼稚園規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

函南町教育長

函南町立幼稚園規則の一部を改正する規則

函南町立幼稚園規則（昭和39年函南町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「園長」の次に「、主任教諭」を加え、同項ただし書中「主任教諭」を「副園長」に改め、同条第2項中「外」を「ほか」に改め、同条第3項中「園務をつかさどり」を「園の管理、運営を統括し」に改め、同条第6項を削り、同条第5項中「つかさどる」を「行う」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「園長を助け」を「園長又は副園長を補佐し」に、「つかさどる」を「行う」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 副園長は園長を補佐し、園務の一部を整理し、園児の保育を行う。

第26条第1項中「学校保健安全法」の次に「（昭和33年法律第56号）」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

新 旧 対 照 表

函南町立幼稚園規則 (昭和39年函南町教育委員会規則第1号)

改正前	改正後
<p>第25条 学校教育法に基づいて、園長及び教諭を置く。ただし、必要に応じて主任教諭を置くことができる。</p> <p>2 前項の外必要な職員を置くことができる。</p> <p>3 園長は園務をつかさどり、所属職員を監督する。</p> <p>4 主任教諭は園長を助け、園務の一部を整理し、園児の保育をつかさどる。</p> <p>5 教諭は園児の保育をつかさどる。</p> <p>6 助教諭は教諭を助けて園児の保育をつかさどる。</p> <p>7 (略)</p>	<p>第25条 学校教育法に基づいて、園長、主任教諭及び教諭を置く。ただし、必要に応じて副園長を置くことができる。</p> <p>2 前項のほか必要な職員を置くことができる。</p> <p>3 園長は園の管理、運営を統括し、所属職員を監督する。</p> <p>4 副園長は園長を補佐し、園務の一部を整理し、園児の保育を行う。</p> <p>5 主任教諭は園長又は副園長を補佐し、園務の一部を整理し、園児の保育を行う。</p> <p>6 教諭は園児の保育を行う。</p> <p>7 (略)</p>
<p>第26条 学校保健安全法に基づいて、園医、園歯科医及び園薬師を置く。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第26条 学校保健安全法 (昭和33年法律第56号) に基づいて、園医、園歯科医及び園薬師を置く。</p> <p>2 (略)</p>

○函南町立幼稚園規則

昭和39年4月1日
教委規則第1号

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 入園年齢及び編成（第5条—第7条）
- 第3章 保育年限、保育期間及び休業日（第8条—第11条）
- 第4章 保育内容及び保育週数（第12条・第13条）
- 第5章 入園、退園及び休園（第14条—第19条）
- 第6章 成績評価、課程の修了及び卒園（第20条・第21条）
- 第7章 賞罰（第22条—第24条）
- 第8章 職員等（第25条・第26条）
- 第9章 利用者負担額（第27条）
- 第10章 雑則（第28条）

附則

第1章 総則

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、函南町立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の管理運営に関する基本的事項について定めるものとする。

第2条及び第3条 削除

第4条 この幼稚園は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、学齢前の幼児を保育し適当な環境を与えて、その心身の発達を助長し、善良なる性情を涵養し、家庭教育と緊密な連携のもとに就学の根基を培うをもって目的とする。

第2章 入園年齢及び編成

第5条 この幼稚園に入園することのできる者は、当町に在住する年齢満3歳から、就学の始期に達するまでの幼児とする。ただし、就学を猶予された者については、学齢に達しても在園することができるものとする。

第6条 この幼稚園の学級数及び収容定員は、それぞれ次のとおりとする。

幼稚園名	学級数		
	3歳児	4歳児及び5歳児	収容定員
春光幼稚園	1	2	65人
丹那幼稚園	1	2	65人
二葉こども園	3	4	105人
間宮幼稚園	1	2	65人
みのり幼稚園	1	2	65人
自由ヶ丘幼稚園	3	6	195人

第7条 この幼稚園の4歳児及び5歳児の1学級当たりの幼児数は、25人以内とする。ただし、特別の事情のあるときは30人までとすることができる。

2 この幼稚園の3歳児の1学級当たりの幼児数は、15人以内とする。ただし、特別の事情のあるときは20人までとすることができる。

第3章 保育年限、保育期間及び休業日

第8条 この幼稚園の保育年限は、3年とする。

第9条 保育期は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第10条 保育期を次の3保育期に分ける。

第1保育期 4月1日から8月31日まで

第2保育期 9月1日から12月31日まで

第3保育期 1月1日から3月31日まで

第11条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

(2) 日曜日

(3) 土曜日

(4) 夏季休業日 7月15日から8月31日までの間において、園長の定める期間

(5) 冬季休業日 12月20日から翌年1月10日までの間において、園長の定める期間

(6) 学年末休業日 3月15日から3月31日までの間において、園長の定める期間

(7) その他園長が必要と認めた休業日20日以内

2 前項第4号から第7号を通じて、85日以内とする。

第4章 保育内容及び保育週数

第12条 保育内容は、幼稚園教育要領（平成29年文部科学省告示第62号）の基準に従い次のとおりとするが、それらは相互に密接な関連があり、幼児の具体的、総合的な経験や活動を通じて達成さるべきものである。

領域	課程
健康	健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。 (1) 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。 (2) 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。 (3) 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。
人間関係	他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。 (1) 幼稚園生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。 (2) 身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつ。

	(3) 社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。
環境	<p>周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。</p> <p>(1) 身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。</p> <p>(2) 身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。</p> <p>(3) 身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。</p>
言葉	<p>経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。</p> <p>(1) 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。</p> <p>(2) 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。</p> <p>(3) 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、先生や友達と心を通わせる。</p>
表現	<p>感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。</p> <p>(1) いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。</p> <p>(2) 感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。</p> <p>(3) 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。</p>

第13条 保育週数、時数は、原則として次の通りとする。

(1) 保育週数 年39週以上

(2) 保育時数 1日4時間を標準とする。ただし、幼児の心身の発達の程度や季節に応じて、適切に配慮する。

2 前項第2号に規定する保育の始業及び終業の時刻は、午前8時から午後3時までの間において園長が別に定める。

第5章 入園、退園及び休園

第14条 入園は教育委員会がこれを許可する。

2 入園の時期は、保育期の始めとする。ただし、教育委員会が定員に欠員があると認めた時に限り、随時入園を許可することができる。

第15条 入園しようとする者は、教育委員会が定める支給認定申請書兼入園申込書に必要事項を記入して、これを保護者より教育委員会に提出しなければならない。

第16条 退園しようとする者は、教育委員会の定める退園願を保護者より園長を通して、教育委員会に提出して許可を得なければならない。

第17条 休園しようとする者は、その事由を附して保護者より園長を通して、これを教育委員会に願い出なければならない。

第18条 園児が疾病その他の事由により欠席するときは、保護者より園長に届け出るものとする。欠席1週間以上に及ぶときは園長は状況を調査し、引続き1ヶ月以上に及ぶときは、園長より欠席者を教育委員会に届け出なければならない。

第19条 園長は園児が伝染性悪疫又は不良行為のため、他の園児の保育に支障あると認めるときは、保護者と協議の上登園を停止することができる。この場合園長は教育委員会に報告しなければならない。

第6章 成績評価、課程の修了及び卒園

第20条 成績評価については、幼稚園指導要録に基いて、園長が別にこれを定める。

第21条 園長は、保育課程を修了したと認める者に修了証書を授与するものとする。ただし、3分の1以上の保育を受けない場合は修了を認めない。

第7章 賞罰

第22条 園長は優秀な園児を褒賞することができる。

第23条 教育委員会は、無断欠席30日以上にわたる者を園長の報告に基づき退園させることができる。

第24条 前条に規定するほか、教育委員会は園長より事情を聴取し、やむを得ないと認めるときは、退園させることができる。

第8章 職員等

第25条 学校教育法に基づいて、園長及び教諭を置く。ただし、必要に応じて主任教諭を置くことができる。

2 前項の外必要な職員を置くことができる。

3 園長は園務をつかさどり、所属職員を監督する。

4 主任教諭は園長を助け、園務の一部を整理し、園児の保育をつかさどる。

5 教諭は園児の保育をつかさどる。

6 助教諭は教諭を助けて園児の保育をつかさどる。

7 第1項及び第2項に規定する職員の定数は、別に函南町職員定数条例（昭和39年函南町条例第12号）による。

第26条 学校保健安全法に基づいて、園医、園歯科医及び園薬剤師を置く。

2 園医、園歯科医及び園薬剤師は、園長の内申に基づいて、教育委員会が委嘱する。

第9章 利用者負担額

第27条 利用者負担額は、函南町特定教育・保育等の利用者負担額に関する条例（平成27年函南町条例第14号）の規定により、これを納付しなければならない。

第10章 雑則

第28条 この規則の施行上必要な細則は、教育委員会が別にこれを定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

附 則（昭和49年4月27日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年1月15日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年3月22日教委規則第1号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成4年6月22日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第11条の改正規定は、平成4年9月1日から施行する。

附 則（平成5年9月28日教委規則第2号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年1月24日教委規則第1号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年10月7日教委規則第3号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年12月1日教委規則第3号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年8月28日教委規則第4号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年2月1日教委規則第2号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年8月18日教委規則第2号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年11月10日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年11月27日教委規則第2号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日教委規則第4号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日教委規則第4号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月27日教委規則第7号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年1月22日教委規則第1号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月22日教委規則第7号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年10月6日教委規則第5号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第32号

函南町立認定こども園給食費の徴収に関する要綱の廃止について

令和8年4月1日付けで実施予定の行政機構の改革にあたり、所要の改正を行うものです。

令和8年3月18日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

教育委員会の権限に属する事務の一部を町長の補助機関である職員に委任する規則第2条第1項第4号の規定により子育て支援課にて行っている「給食費の徴収に関すること」を令和8年4月1日から子育て支援課において補助執行するに当たり、長の部局と教育委員会との間における権利関係を整理する必要性が生じ、町長名で新規制定する必要があるため。

函南町教育委員会告示第 号

函南町立認定こども園給食費の徴収に関する要綱（令和4年函南町教育委員会告示第7号）は、令和8年3月31日限り廃止する。

令和 年 月 日

函南町教育長 久保田 浩子

○函南町立認定こども園給食費の徴収に関する要綱

令和4年3月16日

教委告示第7号

(趣旨)

第1条 この要綱は、函南町学校設置条例（昭和39年函南町条例第13号）別表第3に規定する認定こども園において町が提供する食事等のうち、函南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則（平成27年函南町規則第16号）第12条第4項第3号の規定により徴収する給食費の額等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 1号認定子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分で同法第20条第1項の認定を受けた子ども

(2) 2号認定子ども 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分で同法第20条第1項の認定を受けた子ども

(3) 保護者 法第20条第4項の教育・保育給付認定保護者

(給食費の額等)

第3条 認定こども園の給食費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 1号認定子ども 一人当たり月額3,600円

(2) 2号認定子ども 一人当たり月額5,400円

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は給食費の全部又は一部の徴収を停止又は還付することができる。

(1) 病気又はやむを得ない事故等のため、引き続き5日以上登園日を欠席し、給食の提供を受けなかった場合で、あらかじめ給食の提供日の14日前までに当該子どもの保護者から給食停止（精算）依頼書（別記様式）による申出があった場合

(2) その他函南町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めた場合

(給食費の納付)

第4条 教育委員会は、保護者から給食費を毎月徴収する。ただし、1号認定子どもの8月分の給食費は徴収しない。

2 保護者は、口座振替又は教育委員会が発行する納付書により教育委員会が定める期日までに給食費を納入する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月17日教委告示第4号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

給食停止（精算）依頼書

年 月 日

函南町教育委員会 あて

施設名

対象者氏名

申請者氏名

次のとおり給食の停止（精算）を依頼します。

停止の理由	<input type="checkbox"/> 病気又はやむを得ない事故等により、引き続き5日以上登園日を欠席し、給食の提供を受けないため。 <input type="checkbox"/> その他 〔 具体的理由： 〕
停止する期間	年 月 日から 年 月 日まで 日分
還付額 (事前に停止する場合は記入不要)	還付額 円

(注) 病気又はやむを得ない事故等により給食を停止する場合は、あらかじめ給食の提供日の14日前までに提出すること。

函南町教育委員会後援申請一覧 (令和8年3月定例教育委員会分)

令和8年3月18日開催

	事業名	主催者名	開催日 開催場所	入場料	過去承認	報告有無
1	第37回わんぱく相撲三島場所	わんぱく相撲三島場所実行委員会 会長 山岸 崇史	令和8年5月17日(日) 三島市立錦田中学校 相撲場	無料	有	有
2	第34回学校と出合える全国の私立学校 合同進学相談会「学校を知ろう。」	「学校を知ろう。」実行委員会 会長 土屋 肇	令和8年6月14日(日) 沼津卸商社センター展示場	無料	有	有
3	以下余白					
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

(第1号様式)

令和 8年 3月 5日

函南町教育委員会

住 所 三島市一番町 2-29 三島青年会議所内

申請者

氏 名 わんぱく相撲三島場所実行委員会

会長 山岸 崇史

(連絡先) 080-5135-7537 (担当: 遠藤智大)



後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	第37回わんぱく相撲三島場所～心動く、その瞬間～		
期 日	令和8年5月17日(日) 午前8時00分～午後17時00分		
会 場	三島市立錦田中学校 相撲場 (荒天時: 同体育館)		
主催者	団体名	わんぱく相撲三島場所実行委員会	
	代表者	会長 山岸 崇史	
	住 所	静岡県三島市一番町 2-29 三島商工会議所 3階 三島青年会議所事務局内	
共催又は 後援団体	有・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	三島市相撲連盟
		後 援	一般社団法人三島青年会議所



<p>事業の対象 と 目的</p>	<p>事業の対象： 三島市及び三島市周辺地域の小学生（1年生～6年生）</p> <p>目的： 伝統文化である日本の国技である相撲を通し、「勇気」「礼節」「感謝」を学び、運動を行うきっかけを作る。</p>		
<p>事業内容</p>	<p>開会式 競技（相撲）各部門予選リーグ→決勝リーグ （各部門の1～6位まで決定） 表彰 閉会式</p>		
<p>申請理由</p>	<p>より多くの子どもたちへ周知し、参加者を募るため。</p>		
<p>入場料</p>	<p>有 料 無 料</p>	<p>有料の場合の金額</p>	<p>円</p>

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

事業計画

事業名 (大会名)	第37回わんぱく相撲三島場所～心動く、その瞬間～
会場	三島市立錦田中学校 相撲場（荒天時：同体育館）
期日	令和8年5月17日（日）8:00～17:00
主催	わんぱく相撲三島場所実行委員会
共催・後援団体 【仮】	共催 三島市相撲連盟 後援 静岡新聞社・静岡放送、伊豆日日新聞、FM ボイス・キュー、（一社）三島青年会議所、三島市、三島市教育委員会、伊豆市教育委員会、伊豆の国市教育委員会、函南町教育委員会、清水町教育委員会、沼津市教育委員会、長泉町教育委員会
対象	三島市およびその近隣市町に在住または在学する小学生（男女）を対象とします。
事業目的	1990年に第1回大会を実施以降、相撲の勝敗だけにこだわることなく、「勇気」「礼節」「感謝」を学び子供たちの心身鍛練・健康増進を図り、次世代を担う子供たちの持つ限りない能力を育むことを目的とします。また、子供たちが互いに応援し合うことにより、他への思いやりや感謝の気持ちを育む機会を創出する事を目的とします。
事業内容	三島市相撲連盟および学校法人沼津学園飛龍高等学校による監修・協力の下、子供たちに相撲の取り組みを行っていただきます。男子・女子それぞれ学年毎に予選リーグ・決勝リーグを行い、入賞者への表彰と優勝者へは市長杯を授与します。また本大会は、わんぱく相撲静岡県大会（主催：わんぱく相撲静岡県大会実行委員会）およびわんぱく相撲全国大会ならびにわんぱく相撲全国女子大会（主催：財団法人日本相撲協会、公益社団法人東京青年会議所）の予選大会になり、その進出者を選出します。相撲の競技実施の他、相撲の歴史や文化に触れていただくために、ちゃんこの振る舞いなども併せて実施いたします。

第37回

わんぱく相撲

心動く、その瞬間

三島場所

本大会は、わんぱく相撲全国大会・女子全国大会・静岡県大会の予選を兼ねます。

お昼は

みんなて

ちゃんこ

たべよう

※レジャーシート・折りたたみ椅子等ご持参ください

令和8年5月17日



受付 8:00 8:30~17:00

三島市立錦田中学校相撲場

参加無料 先着100名 事前申込

練習日 5月10日(日)13:30~



※雨天時は会場が錦田中学校体育館に変更となります。その場合、ちゃんこの販売が中止となる可能性がありますのでご了承ください。

申込はこちら



または裏面をご覧ください

わんぱく相撲三島場所実行委員会事務局

三島市一番町2-29 三島青年会議所内

TEL(055)971-1687 E-mail:info@mishimajc.jp

「わんぱく相撲とは」

「わんぱく相撲」は1981年（社）東京青年会議所が（財）日本相撲協会と協力して「わんぱく相撲の手引き」を作成し、全国の市町村教育委員会と各地の青年会議所に配布。全国への普及運動をあわせて行ってきました。1985年、国技館の開館移転に伴い開催への準備も整い「わんぱく相撲全国大会新国技館落成記念大会」を開催し、今日を迎えています。わんぱく相撲三島場所実行委員会では、この「わんぱく相撲」に賛同し、1990年に「第1回わんぱく相撲三島場所」を開催し、本年度第37回三島場所を開催する運びとなりました。

- 【主 催】 わんぱく相撲三島場所実行委員会 【共 催】 三島市相撲連盟
- 【協 賛】 ホルモン屋エビスコ、パンのお店かにかぞく、株式会社晴れる屋、特定非営利活動法人にじのかけ橋、株式会社八木 編集
- 【協 力】 有限会社ティーエーシー、社会福祉法人静岡恵明学園
- 【後 援】 三島市、三島市教育委員会、一般社団法人三島青年会議所、静岡新聞社・静岡放送、伊豆日日新聞、FMボイス・キュー、浜南町教育委員会、清水町教育委員会、沼津市教育委員会、長泉町教育委員会、伊豆市教育委員会、伊豆の国市教育委員会、

お申し込み方法 GoogleフォームまたはFAXでお願いいたします

Googleフォームの方 <https://forms.gle/vDqJiHV7D8wGCC6eA>



またはこちらのQRコードから

FAXの方 以下の内容に記載していただき **055-971-5001** 宛てにお送りください。

※申し込み期日は5月8日(金)

(ふりがな) 氏名		出場区分	男子の部	女子の部
小学校		自宅住所		
生年月日		電話番号		
学年 (令和8年4月以降の学年)	年生	既往歴 (病気・怪我・アレルギーなど)		
年齢	歳	緊急連絡先		
Eメール		練習への参加 (5/10 13:30~)	参加	不参加
(しこな) 四股名	当日呼出しする四股名を決めてください。漢字4文字以内、ひらがな6文字以内（例：~~山、~~丸 など） ※未設定の場合は、本名呼出しとなります			

- 一般社団法人三島青年会議所の事業告知などをメールマガジンで配信しています。メールマガジンを配信させていただいてもよろしいでしょうか？ **はい** **いいえ**

参加保護者同意書

当日撮影した写真・動画をインターネット媒体、ブログ、Facebook、Instagram、X等へ掲載したいと考えています。これらの媒体に個人が写っている写真、動画を掲載する事を承認していただきたいと思ひます。

- 写真や動画を掲載することに同意される方は「はい」に○をお願いします (こちらは参加の絶対条件ではございません) **はい** **いいえ**

申込年月日：令和 年 月 日 保護者名 _____ 印 _____

※大会中に万一発生した事故につきましては特約保険の範囲において補償されております。
※この個人情報、わんぱく相撲及び青年会議所運動以外には使用いたしません。
※出場区分が戸籍上の性別と異なる場合には、本大会に出場できない場合があります。

(第1号様式)

2026年 3月 3日

函南町教育委員会

申請者

住所 沼津市花園町20-8(学優舎内)

氏名 土屋肇

(連絡先) 055-924-7678



後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	第34回 学校と出会う全国の私立学校合同進学相談会 『学校も知ろう。』		
期 日	2026年6月14日(日) 開場 12:10 開会 12:20 閉会 16:10		
会 場	沼津卸商社 センター 展示場		
主催者	団体名	『学校も知ろう。』実行委員会	
	代表者	土屋肇	
	住 所	沼津市花園町20-8 (学優舎内)	
共催又は 後援団体	(有りの 場合はそ の名称)	共 催	
		後 援	県東部各市町教育委員会、 新聞社、放送局などの各メディアほか。

<p>事業の対象 と 目的</p>	<p>小中学生とその保護者の皆様に県内外の私立学校の取り組み をご紹介することで進路を考えるきっかけとしていただく。 また直接、入試担当の先生と相談できる機会を作る ことで、学校生活や試験などの不安を少しでも 解消し、具体的な情報を得ていただく。</p>		
<p>事業内容</p>	<p>2部構成とする。1部では参加校それぞれの学校にステージに 上がっていただき、学校生活や教育方針などについて同じ質問 をさせていただき、学校の違いが参加者に明確に分 かるような企画を用意します。 2部では、参加者と入試担当の先生が直接対話でき るようにブースを用意し、個別相談会を用意します。</p>		
<p>申請理由</p>	<p>前回(2025年6月8日)も継続事業として、盛大に会を終える ことができました。より盛大な会にしたいと考えております ので、今回も後援をよろしくお願いいたします。</p>		
<p>入場料</p>	<p>有 料 ・ <u>無 料</u></p>	<p>有料の場合の金額</p>	<p>円</p>

- ※ 開催の事業資料を添付してください。
- ※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

学校と出合える全国の私立学校合同進学相談会

第34回 『学校を知ろう。』

小学生と中学生、そしてその保護者の方と
学校を結びつける合同相談会企画書



学校と出合える全国の私立学校合同進学相談会 『学校を知ろう。』

『学校を知ろう。』実行委員会

〒410-0065 静岡県沼津市花園町 20-8(学優舎内)

電話 055-924-7678



●学校と出合える全国の私立学校合同進学相談会 ●『学校を知ろう。』実行委員会

はじめにー 第 34回 合同相談会『学校を知ろう。』の目的

この合同相談会『学校を知ろう。』の目的は次の 2 点です。

1. この会を子どもたちに合った学校選びのきっかけにしてもらう
2. 私立学校への興味関心を広く喚起し、受験生並びに進学者を掘り起こすこと

学校選びは、中学・高校受験の第 1 歩です。この公立志向の強い土地柄の静岡県に、子どもたちがワクワクするような学校との出会いを用意することができたらーそう思って続けてきた会が、この学校と出合える全国の私立学校合同進学相談会『学校を知ろう。』です。

1992 年に第 1 回目の会を開催して以来、これまでにご来場された方は 10,000 人に迫り、県東部と県内はもちろんですが毎年東京や神奈川、遠くは愛知県、千葉県など広範囲から参加者を得ました。それぞれが夢中になれる学校を見つけ進学し、受験を通じて身につけた力をもとに、新たな知識に心を弾ませ、出会った友と夢を語り、学校行事や部活動で共感する心を育て、自分が見つけた夢に向かって進んでいってほしい、思いはただそれだけです。

また、ここ静岡県東部から通える学校は、首都圏鉄道ネットワークの拡大により所要時間の短縮、乗換回数の減少など交通利便性・速達性が向上する中で、以前にも増して増えております。さらに全国の寮制学校を含めれば学校選択の幅がより広がります。このことから中学受験市場を活性化させ、また少子化の中にあってもこの市場を大きく開拓させる可能性がここ静岡県東部にはあり、相談会『学校を知ろう。』の意義がますます高まっていると確信しております。

今年もこの相談会を子どもたちも保護者も夢中になれる全国の私立学校を知る機会、直接保護者に学校の声・先生の声が届ける機会を作っていきます。

どうぞ、34 回目の合同相談会『学校を知ろう。』へご参加くださいますようお願い申し上げます。

『学校を知ろう。』実行委員会
幹事 土屋 肇

【実施要項】

- 日 時：2026年6月14日（日）開場 12：10 開会 12：20 閉会 16：10
- 会 場：沼津卸商社センター展示場（静岡県駿東郡清水町卸団地 203）
（右のQRコードから会場の様子をご覧ください。）
※東海道新幹線三島駅北口よりタクシーで 15 分
※東名沼津 IC より南に車で 15 分
- 対 象：私立中学・私立高校に関心のある小・中学生とその保護者の方
- 入場料：無料 要事前申し込み
- 主 催：『学校を知ろう。』実行委員会と協賛して参加して下さる各学校
- 参加校：企画に賛同していただける全国の中高一貫校、私立学校の皆さま
- 内 容：第 1 部：全校参加による本音座談会 12:30～13:30
第 2 部：ブース形式の個別進学相談 13:35～16:20
入退場自由（最終入場：15:30）
- 運 営：『学校を知ろう。』実行委員会が参加校のまとめ役として運営させていただきます。
その費用は参加校の参加費と広告費、実行委員会が募る広告費で運営致します。
追加費用は一切ございません。
- 後 援：県東部の 15 市町村の教育委員会、新聞社・放送局などの各メディア、
全国学習塾協同組合（AJC）、一般財団法人 神奈川県私立中学高等学校協会
安田教育研究所、淡路子育て支援教育研究所、学校外教育研究会などに、昨年同様
依頼させていただきます。
- 協 賛：県内地元企業に加え、四谷大塚、日能研中学入試センター、首都圏模試センターな
どに、昨年同様依頼させていただくとともに、新たに『学校を知ろう。』にご協賛
くださる企業を募ります。



【ブース参加費用とお申し込みについて】

ブース参加費 1ブース：¥89,650（税込）（本体：¥81,500）

—昨年度同様です

■ブース参加費は以下の内容で使わせていただきます。

①会場使用料

②告知活動（ポスター・リーフレット作成、新聞広告、約300校の小中学校に直接ポスター、リーフレット送付等）

③『学校を知ろう。』参加校紹介冊子 会誌『Fit』（カラー）制作費

・A4判（全ページカラー対応）

・相談会当日に参加者すべてに配布。また県東部（富士川以東）の小中学校、神奈川県西部（小田原以西）の小中学校約300校に提供します。

・静岡県東部、神奈川県西部の私塾、他教育機関や後援・協賛企業（約200社）にも提供します。

④参加校の先生の昼食代

⑤会場設営経費

※会の運営は学優舎の塾生、卒業生の保護者の皆様のボランティアによります。

※お申し込み後のキャンセルはご遠慮いただきます。

資料参加費について

資料参加の場合には参加費用はかかりません。

①会場内に資料参加コーナーを設け、学校案内を配置します。

②6月11日（木）までに学校パンフレット等を30部『学校を知ろう。』実行委員会まで送付ください。（送料はご負担ください）

③新年度の学校案内パンフレットがご用意できない場合には、旧年度のものでも構いません。例年、数校が前年度のパンフレットに「前年度用」と記載された単票を挟み込むかたちで資料参加いただいております。

■お申し込みについて

参加のお申し込みは最終ページの申込用紙に必要事項をご記入の上、ファックスでご連絡くださるか、申込用紙を写真に撮り、連絡用メールアドレス（申込用紙下部に記載）に添付して送信ください。よろしくお願い申し上げます。

※告知スケジュールの都合上、**3月7日（土）**までにお申込みくださいますよう宜しくお願いいたします。

その他のご案内

■直会の会（情報交換会）

会終了後に、参加校の先生方との情報交換親睦会「直会の会」を執り行います。

『学校を知ろう。』は全国からそれぞれに個性溢れる私立中高一貫校にご参加いただける相談会だからこそ、この「直会の会」では地域や学校の形態に限定されない多様な情報を共有し合える時間だと考えております。大変おつかれになっていらっしゃることは重々承知しておりますが、ぜひご参加をご検討ください。

※参加費：イタリアン・コース料理（ドリンク付き）¥8,500（税込）

■『学校を知ろう。』ホームページのご紹介

右のQRコードは『学校を知ろう。』ホームページのもので、ぜひホームページをご覧ください。相談会に関連して、昨年度の様子や参加者の声などをご覧いただくことができます。



■お申込み後のご案内

- ①リーフレットに掲載する学校キャッチコピー作成のご依頼（2月下旬）
- ②会誌 Fit に掲載する学校広告のご案内（2月下旬）
- ③情報交換会『直会の会』のご案内（2月下旬）
- ④会誌 Fit に寄せていただく原稿のご案内（3月下旬）
- ⑤参加費の請求書の発行（5月上旬）
- ⑥当日の運営スケジュール（5月中旬）

※上記の内容はお申し込み確認後、お申込用紙でお知らせいただきましたメールアドレス宛にご案内させていただきます。

参考資料① 第1部：全校参加による本音座談会について

第1部「全校参加の本音座談会」は、他の合同相談会にはない『学校を知ろう。』の象徴的な企画です。「多くの学校の情報を一度に聞けるのでとても助かります。気になった学校はブースでお話を聞きました」と答えてくださる参加者もあり、第2部個別相談でのブース訪問のきっかけ作りとなります。

本音座談会では、舞台の上に各校1名の先生にお座りいただきまして、すべての学校に学校生活や入試などについて同じ質問をさせていただきます。参加者に学校の違いや特色を一度に知っていただく企画で、参加校の学校紹介を兼ねるものです。

来場者の中には、参加校について何も知らない方もいらっしゃいます。知らないまま第2部の個別相談会に入ってしまうと、関心のあるブースしか行かない場合が考えられます。多くの参加者の方がそのように行動すれば、それは『学校を知ろう。』の主旨から大きく外れます。そこで、それぞれの学校を知っていただくために第1部を用意しております。

第2部の個別相談を成功させるためにこの第1部が何よりも重要だと考えております。

2024年、第32回『学校を知ろう。』第1部の様子（約250名の方が参加）



- ・学優舎塾長の土屋が、ユーモアを交えて学校紹介の後、学校形態や学校生活、テーマに関連した質問、入試に関する質問を出させていただきました。内容によって、参加校の先生より、具体的にお話を伺わせていただき、参加された皆さまに、より確かな学校情報を伝えることができました。

参考資料② 会場の様子

会場入り口～受付の様子



会場内の様子



個別相談の様子



令和8年度 函南町教育委員会 開催予定日 (案)

R8.3.18.版

開会日	議案名 提出期限	告示日	議案 提出期限	会議名	内容	会場
4月28日 (火) 13時10分～	4月21日 (火)	4月22日 (水)	4月24日 (金)	定例教育委員会		教育委員会室
5月26日 (火) 13時10分～	5月19日 (火)	5月20日 (水)	5月22日 (金)	定例教育委員会		教育委員会室
6月23日 (火) 14時00分～	6月16日 (火)	6月17日 (水)	6月19日 (金)	定例教育委員会	午前:伊豆中学校視察 午後:定例教育委員会	教育委員会室
7月15日 (水) 13時10分～	7月8日 (水)	7月9日 (木)	7月13日 (月)	定例教育委員会	午前:学校等教育施設訪問 午後:定例教育委員会	教育委員会室
8月28日 (金) 9時00分～	8月21日 (金)	8月24日 (月)	8月26日 (水)	定例教育委員会	午前:定例教育委員会 午後:総合教育会会(13:10)	教育委員会室 大会議室
9月30日 (水) 13時10分～	9月23日 (水)	9月24日 (木)	9月28日 (月)	定例教育委員会	午前:学校等教育施設訪問 午後:定例教育委員会	教育委員会室
10月29日 (木) 13時10分～	10月22日 (木)	10月23日 (金)	10月27日 (火)	定例教育委員会	午前:学校等教育施設訪問 午後:定例教育委員会	教育委員会室
11月26日 (木) 13時10分～	11月19日 (木)	11月20日 (金)	11月24日 (火)	定例教育委員会	午前:学校等教育施設訪問 午後:定例教育委員会	教育委員会室
12月22日 (火) 13時10分～	12月15日 (火)	12月16日 (水)	12月18日 (金)	定例教育委員会		教育委員会室
1月28日 (木) 9時00分～	1月21日 (木)	1月22日 (金)	1月26日 (火)	定例教育委員会	午前:定例教育委員会 午後:教育奨励賞授与式(15:00)	教育委員会室 大会議室
2月22日 (月) 13時10分～	2月15日 (月)	2月16日 (火)	2月18日 (木)	定例教育委員会		教育委員会室
3月25日 (木) 9時00分～	3月18日 (木)	3月19日 (金)	3月23日 (火)	定例教育委員会	午前:定例教育委員会 午後:総合教育会会(13:10)	教育委員会室 大会議室